

令和6年江南市議会12月定例会議案目録

令和6年11月28日

議案第75号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度江南市一般会計補正予算(第4号))	P	3
議案第76号	人権擁護委員の推薦について	P	16
議案第77号	損害賠償の和解及び額を定めることについて	P	25
議案第78号	江南市職員退職手当支給条例の一部改正について	P	28
議案第79号	江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について	P	33
議案第80号	江南市防災行政無線(同報系)更新工事請負契約の締結について	P	43
議案第81号	江南市立児童厚生施設に係る指定管理者の指定の期間の変更について	P	45
議案第82号	令和6年度江南市一般会計補正予算(第5号)	P	51
議案第83号	令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	P	127
議案第84号	令和6年度江南市介護保険特別会計補正予算(第2号)	P	137
議案第85号	令和6年度江南市水道事業会計補正予算(第2号)	P	149
議案第86号	令和6年度江南市下水道事業会計補正予算(第2号)	P	175
報告第12号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について	P	202
報告第13号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について	P	205

報告第14号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について	P	208
報告第15号	和解についての専決処分について	P	210

令和6年議案第75号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の費用について、早急に予算措置を講ずる必要があったからであります。

令和6年専決第5号

令和6年度江南市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度江南市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,285千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,432,739千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月1日専決

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金		千円 2,618,964	千円 40,285	千円 2,659,249
	3 委 託 金	176,341	40,285	216,626
歳 入 合 計		34,392,454	40,285	34,432,739

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 3,631,961	千円 40,285	千円 3,672,246
	4 選 挙 費	993	40,285	41,278
歳 出 合 計		34,392,454	40,285	34,432,739

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
16 県 支 出 金	千円 2,618,964	千円 40,285	千円 2,659,249
歳 入 合 計	34,392,454	40,285	34,432,739

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費	千円 3,631,961	千円 40,285	千円 3,672,246
歳出合計	34,392,454	40,285	34,432,739

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 40,285	千円	千円	千円
40,285			

2 歳 入

16款 県支出金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
16	県支出金	2,618,964	40,285	2,659,249
	3 委託金	176,341	40,285	216,626
	1 総務費委託金	167,813	40,285	208,098
	計	34,392,454	40,285	34,432,739

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
3 選挙委託費金		40,285	[総務課] 衆議院議員総選挙費委託金

3 歳 出

2款 総務費
4項 選挙費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 選挙費	993	40,285	41,278	40,285				1報 酬	3,661
								3職 員 手当等	8,729
								7報 償 費	80
								8旅 費	44
								10需 用 費	4,975
								11役 務 費	6,182
								12委 託 料	11,095
								13使 用 料 及 賃 借 料	2,722
								17備 品 購 入 費	2,797

2-4-1 選挙費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	[選挙管理執行事業] 40,285	
	・衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査事業	
1	報酬 3,661	〈特定財源〉
	投票管理者 516	県 40,285千円 衆議院議員総選挙費委託金
	投票立会人 999	
	開票管理者 13	選挙期日 令和6年10月27日(日)
	開票立会人 252	
	投票所会計年度任用職員 1,014	
	期日前投票所会計年度任用職員 867	
3	職員手当等 8,729	
	投票事務従事者 4,624	
	開票事務従事者 1,495	
	開票事務主任者 510	
	事務局従事者 2,100	
7	報償費 80	
	ポスタ一揭示場設置謝礼	
8	旅費 44	
	費用弁償 31	
	普通旅費 13	
10	需用費 4,975	
	消耗品費 3,562	
	参考図書 50	
	投票所用 1,000	
	開票所用 200	
	啓発用 150	
	ポスタ一揭示板 1,835	
	啓発看板等 127	
	事務用 200	
	燃料費 57	
	投票所用 2	
	投票箱送致用 20	
	啓発用 35	
	食糧費 20	
	投票所用	
	印刷製本費 1,236	
	一般事業用	
	修繕料 100	
	器具 50	
	施設 50	
11	役務費 6,182	
	郵便料 4,702	
	電話料 12	
	臨時電話架設料 5	
	選挙用機器点検手数料 1,463	
12	委託料 11,095	
	ポスタ一揭示場設置除去委託料 3,408	
	電話交換委託料 72	
	国民審査裁判官氏名等揭示委託料 275	
	投票システム環境設定委託料 2,090	
	投票所屋外用マット設置除去委託料 347	

歳 出
 2 款 総務費
 4 項 選挙費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	993	40,285	41,278	40,285					

2-4-1 選挙費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	廃棄備品等処理委託料 100 選挙公報配布委託料 3,228 選挙特集配布委託料 1,102 投票所駐車場整理委託料 341 公用車運転委託料 22 投票所点字ブロック移設委託料 110	
13	使用料及び賃借料 2,722 コピー機借上料 3 ファックス借上料 24 投票所借上料 302 開票所借上料 120 個人演説会公営施設借上料 205 投票所資材運搬用機器借上料 891 投票システム用機器借上料 643 投票所スロープ借上料 200 携帯電話借上料 100 夜間照明借上料 166 車椅子借上料 55 駐車場借上料 13	
17	備品購入費 2,797 記載台 1,818 開票集計システム 979	

令和6年議案第76号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 佐口 多寿枝

生年月日

住 所

氏 名 武馬 健之

生年月日

住 所

氏 名 葛西 直示

生年月日

住 所

氏 名 河原 佳子

生年月日

住 所

氏 名 伊藤 早苗

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、人権擁護委員 古田扶三子氏、佐口多寿枝氏、宮川比佐子氏、武馬健之氏及び葛西直示氏が令和7年3月31日任期満了するので、後任の者を推薦する必要があるからであります。

佐 口 多 寿 枝 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

武馬健之履歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

葛 西 直 示 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

河 原 佳 子 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

伊 藤 早 苗 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

人 権 擁 護 委 員 名 簿

(令和6年11月1日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	古田扶三子		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	武馬 健之		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	宮川比佐子		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	佐口多寿枝		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	葛西 直示		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	沢田富美夫		自令和 4年10月 1日 至令和 7年 9月30日
	柴田 広美		自令和 5年 4月 1日 至令和 8年 3月31日
	大池 健弘		自令和 5年10月 1日 至令和 8年 9月30日
	高田 愛子		自令和 6年 4月 1日 至令和 9年 3月31日
	仙田 桂		自令和 6年 7月 1日 至令和 9年 9月30日

(参 考)

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命）

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 （略）

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4及び5 （略）

6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第7条第1項第4号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

7及び8 （略）

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

令和6年議案第77号

損害賠償の和解及び額を定めることについて

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

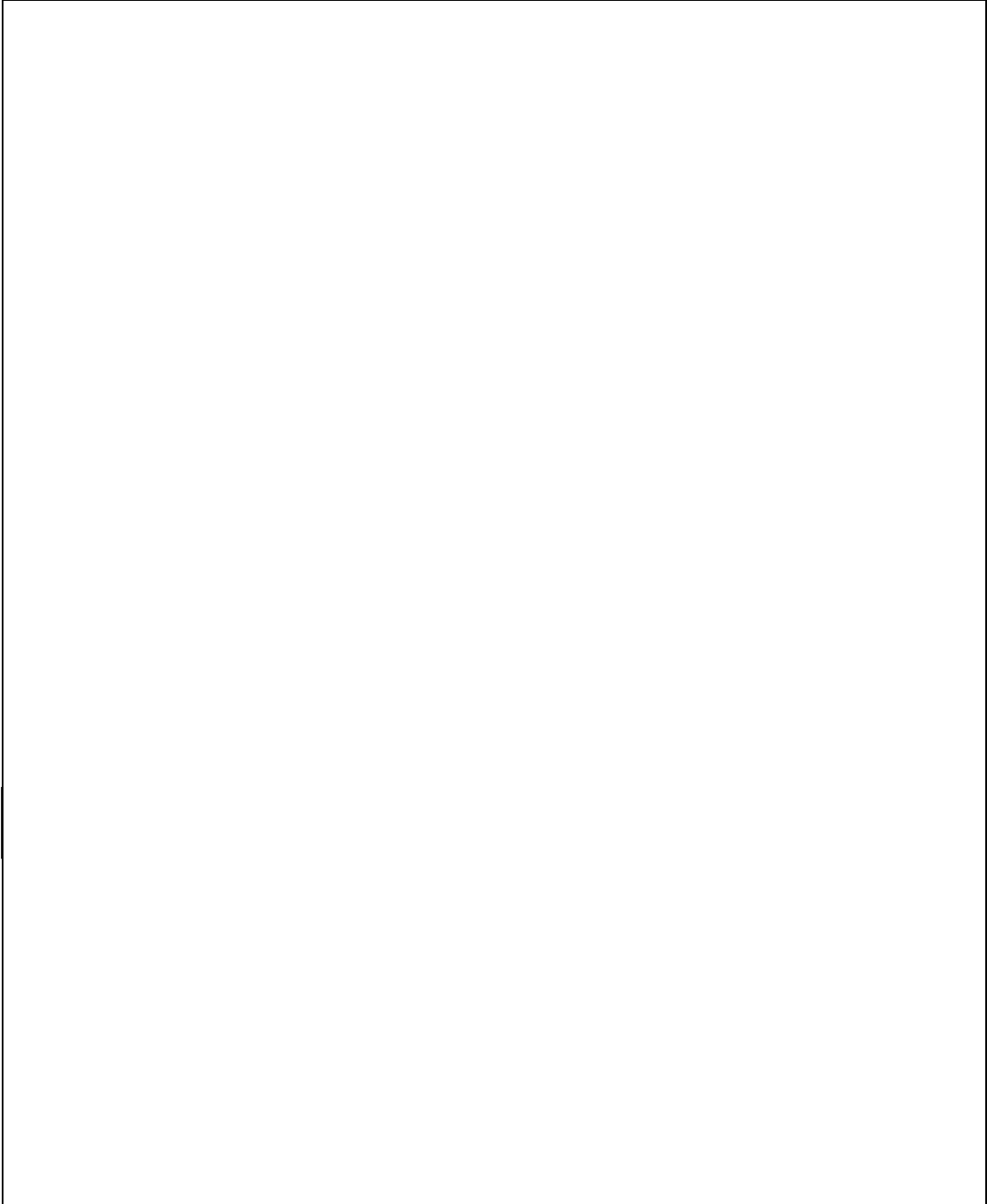
この案を提出するのは、令和5年5月9日、江南市立 小学校において、児童が委員会活動中の作業で左眼球を負傷する事故が発生したことにより、市に損害賠償義務が生じたからであります。

和解及び賠償金調書

事故発生日時	令和5年5月9日 午後3時頃	
事故発生場所	江南市 番地（江南市立 小学校）	
当事者（甲）	相手方	甲1（市内在住児童）、甲2（父親）、甲3（母親） （以下、3名を「甲ら」という。）
当事者（乙）	江南市	江南市長 澤田 和延
事故の状況	<p>環境美化委員会の活動として、甲1がねじり鎌を使用して学校敷地内の校訓碑付近で除草作業中、ねじり鎌の刃が植え込みの石にあたり、飛んできた破片が左目に入り負傷した。</p> <p>の傷害が生じ、 が残存した。</p>	
和解の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 乙は甲1に対し、本件事故により甲1に生じた一切の人身損害に関し、既払金を除き17,956,432円の支払義務あることを認め、これを江南市議会において同意の議決がなされた日から1ヶ月以内に銀行口座に振り込む方法で支払う。 2. 甲らと乙は本件事故の経緯及び本合意に関し、SNSへの投稿その他手段の如何を問わず、正当な理由なく第三者に漏示、口外しないことを確約する。 3. 甲ら及び乙は、本示談が江南市議会の議決を得ることを停止条件とするものであることを相互に確認する。 4. 甲らはその余の請求を放棄し、甲ら及び乙は、甲1乙間、甲2乙間、甲3乙間には示談書に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。 	
賠償金額	金 17,956,432円	

(参 考)

江南市立 小学校 事故現場説明図



令和6年議案第78号

江南市職員退職手当支給条例の一部改正について

江南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）による雇用保険法（昭和49年法律第106号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（案）

江南市職員退職手当支給条例（昭和38年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第9項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第12項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第6項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の江南市職員退職手当支給条例第10条第9項（第4号に係る部分に限り、同条第13項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した江南市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員（同条例第2条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第10条 (略)	第10条 (略)
2～8 (略)	2～8 (略)
9 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	9 同左
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) <u>安定した職業</u> に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額	(4) <u>職業</u> に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
(5)及び(6) (略)	(5)及び(6) (略)
10及び11 (略)	10及び11 (略)
12 第9項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第9項の規定の適用については、 <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>	12 第9項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第9項の規定の適用については、 <u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>
	(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号</u>

新	旧
<p>13～15 (略)</p> <p>附 則</p> <p>6 <u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第8項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」とし、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に</p>	<p><u>イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p> <p>13～15 (略)</p> <p>附 則</p> <p>6 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第8項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」とし、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に</p>

新	旧
<p>規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの(アに掲げる者を除く。)</p> <p>」とする。</p>	<p>規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの(アに掲げる者を除く。)</p> <p>」とする。</p>

令和6年議案第79号

江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について

江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）による水道法施行令（昭和32年政令第336号）等の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例（平成24年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「（当該学科目を修めて）」を「後（）」に、「を修了した場合を含む。）後」を「にあつては、修了した後。次号において同じ。）」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「もの」を「者」に、「水道に」を「水道等に」に、「有する者」を「有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「に規定する学校を卒業した者」を「の卒業者」に、「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に、「有する者」を「有するもの（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月

以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「による中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6）高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号の次に次の1号を加える。

（4）短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条に次の1号を加える。

（11）建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

（1）前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「（当該学科目を修めて」

を「後（」に、「を修了した場合を含む。）後」を「にあっては、修了した後）」に、「の修了者を含む。第4号及び第5号において同じ。」を「にあっては、修了した者」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）」を加え、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「に規定する学校を卒業した者」を「の卒業者」に改め、同条第6号中「水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習」を「国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習」に改め、同条に次の2号を加える。

（7）技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（8）建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において<u>土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。)</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)によ</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 同左</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)によ</p>

新	旧
<p>る専門学校(次号において「<u>短期大学等</u>」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した<u>後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。)</u>、5年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験^{を有する者}(<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>)</p> <p>(4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(5) <u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験^{を有する者}(<u>3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>)</p> <p>(6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する</u></p>	<p>る専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した(<u>当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。</u>)<u>後</u>、5年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験^{を有する者}</p> <p>(4) <u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験^{を有する者}</p>

新	旧
<p><u>技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(7) 10年以上<u>水道等</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(8) 第1号又は第2号<u>の卒業生</u>であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号<u>の卒業生</u>にあつては<u>2年以上</u>、第2号<u>の卒業生</u>にあつては<u>3年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事</u></p>	<p>(5) 10年以上<u>水道</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 第1号又は第2号<u>に規定する学校を卒業した者</u>であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号<u>に規定する学校を卒業した者</u>にあつては<u>1年以上</u>、第2号<u>に規定する学校を卒業した者</u>にあつては<u>2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

新	旧
<p><u>した経験を有する者に限る。)</u></p> <p><u>(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)</u>であって、1年以上<u>上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p><u>(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校</u></p>	<p><u>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)</u>であって、1年以上<u>上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 同左</p> <p><u>(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者</u></p>

新	旧
<p><u>を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 前条第1号、第3号<u>又は第5号</u>に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の<u>課程</u>又はこれらに<u>相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)</u>を修めて卒業した<u>後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)</u>、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程<u>にあつては、修了した者</u>)については6年以上、<u>同条第5号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前条第1号、第3号<u>及び第5号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程</u>並びにこれらに相当する<u>課程以外の課程</u>を修めて卒業した(当該<u>課程</u>を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(<u>専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。</u>)については7年以上、<u>同条第5号</u>に規定する学校を</p>	<p>(2) 前条第1号、第3号<u>及び第4号</u>に規定する学校において<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目</u>又はこれらに<u>相当する学科目</u>を修めて卒業した(<u>当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。</u>)後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程の<u>修了者を含む。第4号及び第5号において同じ。</u>)については6年以上、<u>同条第4号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前条第1号、第3号<u>及び第4号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目</u>並びにこれらに相当する<u>学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した(当該<u>学科目</u>を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、<u>同条第4号</u>に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実</p>

新	旧
<p>卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) <u>外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u></p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p>	<p>務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第14条第3号に規定する登録講習の課程を修了した者</u></p>

令和6年議案第80号

江南市防災行政無線（同報系）更新工事請負契約の締結について

令和6年10月30日一般競争入札に付した江南市防災行政無線（同報系）更新工事について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

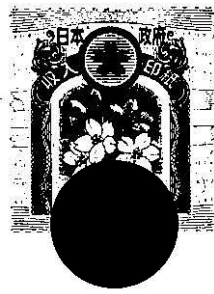
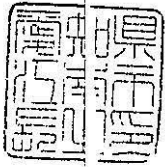
江南市長 澤田 和延

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 江南市防災行政無線（同報系）更新工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 440,121,000円 |
| 4 契約の相手方 | 名古屋市名東区香流3丁目1013番地
and 株式会社名古屋支店
支店長 大平 徳和 |

提案理由

この案を提出するのは、江南市防災行政無線（同報系）更新工事を施工するため、必要があるからであります。



(参 考)

仮 契 約 書

- 1 工 事 名 江南市防災行政無線(同報系)更新工事
- 2 工 事 場 所 江南市全域
- 3 工 期 自 本契約成立の翌日
至 令和8年3月17日
- 4 契約金額 金440,121,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金40,011,000 円
- 5 契約保証金 公共工事履行保証証券による保証

上記の工事について、発注者江南市と受注者and株式会社名古屋支店との間に別添条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

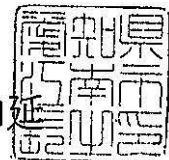
この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和6年11月6日

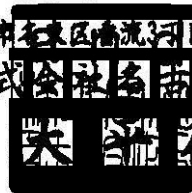
発注者 江南市
市長

澤田 和延



受注者

愛知県名古屋市中東区清流3丁目1013番地
and株式会社名古屋支店
支店長 大 淵 徳 穂



令和6年議案第81号

江南市立児童厚生施設に係る指定管理者の指定の期間の変更について

令和3年江南市議会12月定例会において原案可決された議案第92号「江南市立児童厚生施設に係る指定管理者の指定について」中、指定の期間を下記のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

記

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1 変更前の指定の期間 | 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで |
| 2 変更後の指定の期間 | 令和4年4月1日から令和8年6月30日まで |

提案理由

この案を提出するのは、新たに整備される児童厚生施設（児童館）が令和8年7月供用開始予定のため、現行の指定の期間を変更する必要があるからであります。

(参 考)

江南市立古知野児童館及び藤ヶ丘児童館の管理及び運営に
関する変更協定書（案）

江南市と特定非営利活動法人キッズサポート江南（以下「指定管理者」という）は、令和4年3月10日付けで締結した江南市立古知野児童館及び藤ヶ丘児童館の管理及び運営に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

（指定期間等）

第1条 原協定書第4条中、「令和7年3月31日まで」を「令和8年6月30日まで」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、令和8年度の会計年度は、令和8年4月1日から同年6月30日までとする。

（事業報告書等）

第2条 原協定書第13条第2項に次のただし書を加える。

ただし、令和8年度は、前項に規定する事業報告書の提出をもって四半期総括書の提出に代えるものとする。

（指定管理料の額）

第3条 原協定書第16条第1項中「金76,473,000円」を「金109,829,000円」に改める。

（指定管理料の支払額の内訳）

第4条 原協定書第16条第2項中、別紙1及び別紙2を別添のとおり改める。

本協定を証するため、本書を2通作成し、江南市、指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

なお、本協定書に定めるものを除き、令和4年3月10日付けの協定書による。

年 月 日

江 南 市

市長 澤 田 和 延

指定管理者

江南市古知野町小金 8 7 番地

特定非営利活動法人キッズサポート江南

理事長 滝 正 直

【別紙1】

江南市立古知野児童館及び藤ヶ丘児童館指定管理料支払額内訳表

令和4年度～令和8年度

指定管理料総額 金109,829,000円

令和4年度指定管理料 25,491,000円	1/4半期	6,372,000円
	2/4半期	6,372,000円
	3/4半期	6,372,000円
	4/4半期	6,375,000円
令和5年度指定管理料 25,491,000円	1/4半期	6,372,000円
	2/4半期	6,372,000円
	3/4半期	6,372,000円
	4/4半期	6,375,000円
令和6年度指定管理料 25,491,000円	1/4半期	6,372,000円
	2/4半期	6,372,000円
	3/4半期	6,372,000円
	4/4半期	6,375,000円
令和7年度指定管理料 26,590,000円	1/4半期	6,647,000円
	2/4半期	6,647,000円
	3/4半期	6,647,000円
	4/4半期	6,649,000円
令和8年度指定管理料 6,766,000円		6,766,000円

【別紙2】

江南市立古知野児童館及び藤ヶ丘児童館指定管理料のうち修繕費の内訳

年度	指定管理料のうち修繕費
令和4年度	300,000円
令和5年度	300,000円
令和6年度	300,000円
令和7年度	300,000円
令和8年度	75,000円

令和6年度江南市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度江南市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ284,225千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,716,964千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1市	税	千円 13,151,471	千円 165,000	千円 13,316,471
	1市民税	6,219,438	165,000	6,384,438
15国庫支出金		5,869,443	201,897	6,071,340
	1国庫負担金	3,771,556	201,897	3,973,453
16県支出金		2,659,249	36,667	2,695,916
	1県負担金	1,680,443	35,836	1,716,279
	2県補助金	752,036	831	752,867
18寄附金		29,568	52,695	82,263
	1寄附金	29,568	52,695	82,263
19繰入金		533,207	△155,036	378,171
	1基金繰入金	532,926	△155,036	377,890
21諸収入		1,489,223	602	1,489,825
	5雑入	1,241,563	602	1,242,165
22市債		906,400	△17,600	888,800
	1市債	906,400	△17,600	888,800
歳入合計		34,432,739	284,225	34,716,964

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1議会費		千円 257,320	千円 148	千円 257,468
	1議会費	257,320	148	257,468
2総務費		3,672,246	△388	3,671,858
	1総務管理費	2,979,471	10,760	2,990,231
	2徴税費	424,083	△8,162	415,921
	3戸籍住民基本台帳費	206,533	△3,455	203,078
	6監査委員費	19,499	469	19,968
3民生費		17,526,591	147,544	17,674,135
	1社会福祉費	8,526,752	138,789	8,665,541
	2児童福祉費	6,738,792	△42,861	6,695,931
	3生活保護費	2,240,130	51,616	2,291,746
4衛生費		2,960,886	148,809	3,109,695
	1保健衛生費	1,091,902	168,618	1,260,520

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 清掃費	1,867,848	△19,889	1,847,959
	3 上水道費	1,136	80	1,216
5 労働費		124,358	△10	124,348
	1 労働費	124,358	△10	124,348
6 農林水産業費		220,289	△2,517	217,772
	1 農業費	220,287	△2,517	217,770
7 商工費		403,946	△2,510	401,436
	1 商工費	403,946	△2,510	401,436
8 土木費		2,540,341	△43,460	2,496,881
	1 土木管理費	190,048	998	191,046
	2 道路橋りょう費	739,656	△31,451	708,205
	3 河川費	245,672	△5,044	240,628
	4 都市計画費	747,418	△3,907	743,511
	6 下水道費	602,756	△4,056	598,700
9 消防費		1,168,856	29,685	1,198,541
	1 消防費	1,168,856	29,685	1,198,541
10 教育費		3,027,578	6,924	3,034,502
	1 教育総務費	453,735	3,889	457,624
	2 小学校費	606,335	2,522	608,857
	3 中学校費	373,805	△51	373,754
	4 社会教育費	601,562	5,997	607,559
	5 保健体育費	992,141	△5,433	986,708
歳出	合計	34,432,739	284,225	34,716,964

第2表 繰越明許費補正

[単位：千円]

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	保育園改修（空調設備）事業	62,106
9 消防費	1 消防費	消防車両更新等事業	24,162

第3表 債務負担行為補正

[単位：千円]

事項	期間	限度額
（仮称）多世代交流プラザ整備事業	令和6年度～令和8年度	1,029,078
児童館（（仮称）多世代交流プラザ）整備事業	令和6年度～令和8年度	604,380
古知野児童館及び藤ヶ丘児童館 指 定 管 理 料	令和6年度～令和8年度	33,356
ト レ ー ニ ン グ 室 等 管 理 委 託 料	令和6年度～令和9年度	80,850
北部学校給食センター調理委託料	令和6年度～令和7年度	27,180

[単位：千円]

事項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
防災行政無線改修事業	令和6年度～ 令和7年度	499,657	令和6年度～ 令和7年度	452,001

第4表 地方債補正

[単位：千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育園空調設備 改修事業	51,700	普通 貸借 又は 証券 発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついて、利 率の見直 しを行った 後におい ては、当 該利率見 直し後の 利率)	借入れ の日から 据置期間 を含めて 30年以内 償還。た だし、市 財政の都 合により 据置期間 及び償還 期限を短 縮し、又 は繰上償 還もしくは 低利に借 換えるこ とができる。	107,500	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
道路長寿命化事業	103,900				30,500			
計	906,400				888,800			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 市 税	千円 13,151,471	千円 165,000	千円 13,316,471
15 国庫支出金	5,869,443	201,897	6,071,340
16 県支出金	2,659,249	36,667	2,695,916
18 寄附金	29,568	52,695	82,263
19 繰入金	533,207	△155,036	378,171
21 諸収入	1,489,223	602	1,489,825
22 市債	906,400	△17,600	888,800
歳入合計	34,432,739	284,225	34,716,964

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 議会費	千円 257,320	千円 148	千円 257,468
2 総務費	3,672,246	△388	3,671,858
3 民生費	17,526,591	147,544	17,674,135
4 衛生費	2,960,886	148,809	3,109,695
5 労働費	124,358	△10	124,348
6 農林水産業費	220,289	△2,517	217,772
7 商工費	403,946	△2,510	401,436
8 土木費	2,540,341	△43,460	2,496,881
9 消防費	1,168,856	29,685	1,198,541
10 教育費	3,027,578	6,924	3,034,502
歳出合計	34,432,739	284,225	34,716,964

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 148
		246	△634
146,506	55,800	519	△55,281
91,227			57,582
			△10
			△2,517
831			△3,341
	△73,400		29,940
		51,877	△22,192
		655	6,269
238,564	△17,600	53,297	9,964

2 歳 入

1 款 市税
1 8 款 寄附金

1 5 款 国庫支出金

1 6 款 県支出金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
1	市税	13,151,471	165,000	13,316,471
	1 市民税	6,219,438	165,000	6,384,438
	2 法人	596,433	165,000	761,433
15	国庫支出金	5,869,443	201,897	6,071,340
	1 国庫負担金	3,771,556	201,897	3,973,453
	1 民生費国庫負担金	3,723,064	110,670	3,833,734
	2 衛生費国庫負担金	47,520	91,227	138,747
16	県支出金	2,659,249	36,667	2,695,916
	1 県負担金	1,680,443	35,836	1,716,279
	1 民生費県負担金	1,679,224	35,836	1,715,060
	2 県補助金	752,036	831	752,867
	7 商工費県補助金		831	831
18	寄附金	29,568	52,695	82,263
	1 寄附金	29,568	52,695	82,263
	1 総務費寄附金	29,568	299	29,867
	2 民生費寄附金		519	519

[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年課税分	165,000	[税務課] 法人税割	
1 社会福祉費 負担金	71,670	[ふくし支援課] 障害者自立支援給付費負担金 障害児通所給付費負担金	39,661 32,009
3 生活保護費 負担金	39,000	[ふくし支援課] 生活保護医療扶助費負担金	
1 保健衛生費 負担金	91,227	[健康づくり課] 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金	
1 社会福祉費 負担金	35,836	[ふくし支援課] 障害者自立支援給付費負担金 障害児通所給付費負担金	19,831 16,005
1 商工費 補助金	831	[商工観光課] げんき商店街推進事業費補助金 1,663,000円×1/2	
1 総務管理費 寄附金	299	[市民サービス課] 寄附金	
1 児童福祉費 寄附金	519	[こども未来課] 寄附金 [子育て支援課] 寄附金	408 111

歳 入

18款 寄附金
22款 市債

19款 繰入金

21款 諸収入

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
			51,877	51,877
	3 消防費寄附金			
19	繰入金	533,207	△155,036	378,171
	1 基金繰入金	532,926	△155,036	377,890
	1 基金繰入金	532,926	△155,036	377,890
21	諸収入	1,489,223	602	1,489,825
	5 雑入	1,241,563	602	1,242,165
	2 雑入	1,181,585	602	1,182,187
22	市債	906,400	△17,600	888,800
	1 市債	906,400	△17,600	888,800
	2 民生債	298,300	55,800	354,100
	5 土木債	167,600	△73,400	94,200
	計	34,432,739	284,225	34,716,964

[単位：千円]

節		金額	説明	明
区分				
1	消防費金	51,877	[消防総務課] 寄附金	41,483
			[消防署] 寄附金	10,394
1	繰入金	△155,036	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金	
11	雑入	602	[防災安全課] 人件費負担金	△53
			[学校給食課] 学校給食用コンテナ転倒事故和解金	20
			[生涯学習課] 建物総合損害共済災害共済金	635
2	児童福祉債	55,800	[こども未来課] 保育園空調設備改修事業債	
1	道路橋りょう債	△73,400	[土木課] 道路長寿命化事業債	

3 歳 出

1 款 議会費
1 項 議会費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 議会費	257,320	148	257,468				148	2給 料	△263
								3職 員 手当等	648
								4共 済 費	△237
計	257,320	148	257,468				148		

2 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 秘 書 人事費	657,664	23,205	680,869				23,205	2給 料	△5,997
								3職 員 手当等	44,211
								4共 済 費	△15,009

1-1-1 議会費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	〔人件費等〕 134 2 給料 $\Delta 263$ 一般職給 3 職員手当等 648 扶養手当 262 地域手当 $\Delta 1$ 住居手当 $\Delta 532$ 通勤手当 24 時間外勤務手当 744 期末手当 $\Delta 51$ 勤勉手当 $\Delta 68$ 児童手当 270 4 共済費 $\Delta 251$ 職員共済組合負担金		
	〔渉外・議員活動事業〕 14 ・ 渉外事業 4 共済費 社会保険料等		

2-1-1 秘書人事費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	〔人件費等〕 23,537 2 給料 $\Delta 5,997$ 一般職給 3 職員手当等 44,211 管理職手当 $\Delta 443$ 扶養手当 $\Delta 672$ 地域手当 $\Delta 427$ 住居手当 162 通勤手当 $\Delta 55$ 時間外勤務手当 607 期末手当 $\Delta 1,096$ 勤勉手当 $\Delta 1,221$ 退職手当 47,600 児童手当 $\Delta 240$ 管理職員特別勤務手当 $\Delta 4$		

歳出
2款 総務費
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 企画費	807,552	△20,895	786,657				△20,895	2給料 △12,671	△12,671
								3職員 手当等 △4,528	△4,528
								4共済費 △3,696	△3,696
3 市民 生活費	35,846	177	36,023			299	△122	4共済費 △175	△175
								10需用費 352	352
5 財政費	774,010	3,989	777,999				3,989	2給料 2,263	2,263
								3職員 手当等 1,187	1,187

2-1-1 秘書人事費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
4 共済費	△14,677	
職員共済組合負担金	△2,560	
地方公務員災害補償基金負担金	85	
社会保険料等	△11,719	
労働保険料	△483	
〔人事管理事業〕	△316	
・会計年度任用職員配置事業		
4 共済費		
社会保険料等	△306	
労働保険料	△10	
〔広報事業〕	△16	
4 共済費		
社会保険料等		
〔人件費等〕	△20,895	
2 給料	△12,671	
一般職給		
3 職員手当等	△4,528	
管理職手当	△153	
地域手当	△770	
住居手当	△21	
通勤手当	△371	
時間外勤務手当	1,756	
期末手当	△2,622	
勤勉手当	△2,347	
4 共済費	△3,696	
職員共済組合負担金		
〔布袋ふれあい会館維持運営事業〕	352	
・布袋ふれあい会館維持事業		補正後740,000円－補正前388,000円
10 需用費		
修繕料		
施設		
〔消費生活事業〕		
・消費生活啓発事業		(財源更正)
		〈特定財源〉
		そ 299千円 寄附金
〔市民相談事業〕	△175	
・市民相談員事業		
4 共済費		
社会保険料等		
〔人件費等〕	3,989	
2 給料	2,263	
一般職給		
3 職員手当等	1,187	
管理職手当	152	

歳 出
2 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
								4 共 済 費	539
6 行 政 事 務 費	299,864	△2,081	297,783				△2,081	2 給 料	△1,947
								3 職 員 手 当 等	559
								4 共 済 費	△858
								7 報 償 費	165
8 防 災 安 全 費	225,961	11,854	237,815			△53	11,907	2 給 料	4,885
								3 職 員 手 当 等	2,794
								4 共 済 費	1,446
								14 工 事 請 負 費	2,039
								18 負 担 金、 補 助 及 び 交 付 金	690

2-1-5 財政費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	扶養手当 72 地域手当 149 通勤手当 40 時間外勤務手当 △661 期末手当 842 勤勉手当 593 4 共済費 539 職員共済組合負担金	
	〔人件費等〕 △2,206 2 給料 △1,947 一般職給 3 職員手当等 559 管理職手当 595 扶養手当 △292 地域手当 △98 住居手当 231 通勤手当 △32 時間外勤務手当 △203 期末手当 506 勤勉手当 △152 管理職員特別勤務手当 4 4 共済費 △818 職員共済組合負担金	
	〔入札・契約・物品購入・検収事業〕 △27 4 共済費 社会保険料等	
	〔庁舎等維持運営事業〕 △13 ・ 庁舎等維持運営事業 4 共済費 社会保険料等	
	〔固定資産評価審査委員会事業〕 165 7 報償費 弁護士謝礼	
	〔人件費等〕 9,220 2 給料 4,885 一般職給 3 職員手当等 2,794 扶養手当 312 地域手当 312 住居手当 168 通勤手当 75 時間外勤務手当 △402 期末手当 1,230 勤勉手当 859 児童手当 240 4 共済費 1,541 職員共済組合負担金	

歳出
2款 総務費
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
9 会計 管理費	87,449	△5,489	81,960				△5,489	2給料 △1,548	△3,014
								3職員 手当等 △927	
計	2,979,471	10,760	2,990,231			246	10,514		

2-1-8 防災安全費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	<p>[自主防災組織運営事業] 490</p> <p>・自主防災組織資機材助成事業 18 負担金、補助及び交付金 自主防災組織資機材等助成金</p> <p>[防災行政無線整備等事業]</p> <p>・防災行政無線改修事業</p>	<p>補正後3,260,000円—補正前2,770,000円</p> <p>★★★★★ 政策の事業 ★★★★★</p> <p>債務負担行為 限度額 変更後 452,001千円 変更前 499,657千円</p>	
	<p>[交通安全対策事業] 22</p> <p>・交通安全指導事業 4 共済費 社会保険料等 $\Delta 78$ 労働保険料 100</p>		
	<p>[交通安全施設整備事業] 2,039</p> <p>・交通安全施設整備事業 14 工事請負費 道路照明灯工事費</p>	<p>補正後4,655,000円—補正前2,616,000円</p>	
	<p>[放置自転車対策事業] $\Delta 117$</p> <p>・放置自転車対策事業 4 共済費 社会保険料等 $\Delta 101$ 労働保険料 $\Delta 16$</p>		
	<p>[防犯対策事業] 200</p> <p>・防犯対策事業 18 負担金、補助及び交付金 特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金</p>	<p>補正後500,000円—補正前300,000円</p>	
	<p>[人件費等] $\Delta 5,489$</p> <p>2 給料 $\Delta 1,548$ 一般職給</p> <p>3 職員手当等 $\Delta 3,014$ 扶養手当 $\Delta 798$ 地域手当 $\Delta 140$ 住居手当 168 通勤手当 $\Delta 444$ 時間外勤務手当 $\Delta 200$ 期末手当 $\Delta 554$ 勤勉手当 $\Delta 506$ 児童手当 $\Delta 540$</p> <p>4 共済費 $\Delta 927$ 職員共済組合負担金</p>		

歳出
2款 総務費
2項 徴税费

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 税務費	261,553	335	261,888				335	2給 料	445
								3職 員 手 当 等	△403
								4共 済 費	293
2 収 納 費	162,530	△8,497	154,033				△8,497	2給 料	△4,837
								3職 員 手 当 等	△2,329
								4共 済 費	△1,331
計	424,083	△8,162	415,921				△8,162		

2-2-1 税務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕	568
	2 給料	445
	一般職給	
	3 職員手当等	△403
	管理職手当	747
	扶養手当	501
	地域手当	101
	住居手当	△130
	通勤手当	△270
	時間外勤務手当	△753
	期末手当	340
	勤勉手当	△1,002
	児童手当	60
	管理職員特別勤務手当	3
	4 共済費	526
	職員共済組合負担金	
	〔個人賦課事業〕	△233
	4 共済費	
	社会保険料等	△219
	労働保険料	△14
	〔人件費等〕	△8,497
	2 給料	△4,837
	一般職給	
	3 職員手当等	△2,329
	扶養手当	△858
	地域手当	△341
	通勤手当	86
	時間外勤務手当	534
	期末手当	△434
	勤勉手当	△796
	児童手当	△520
	4 共済費	△1,331
	職員共済組合負担金	△1,320
	社会保険料等	△11

歳 出
 2 款 総務費
 3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 戸 籍 民 住 本 費 基 台 帳	206,533	△3,455	203,078				△3,455	2 給 料	△2,526
								3 職 員 手 当 等	171
								4 共 済 費	△1,100
計	206,533	△3,455	203,078				△3,455		

2 款 総務費
 6 項 監査委員費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 監 査 委 員 費	19,499	469	19,968				469	2 給 料	268
								3 職 員 手 当 等	163
								4 共 済 費	38
計	19,499	469	19,968				469		

2-3-1 戸籍住民基本台帳費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	【人件費等】	
	2 給料	△3,455 △2,526
	一般職給	
	3 職員手当等	171
	扶養手当	109
	地域手当	△145
	住居手当	△289
	通勤手当	△26
	時間外勤務手当	862
	期末手当	△29
	勤勉手当	△491
	児童手当	180
	4 共済費	△1,100
	職員共済組合負担金	

2-6-1 監査委員費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	【人件費等】	
	2 給料	469 268
	一般職給	
	3 職員手当等	163
	地域手当	16
	時間外勤務手当	35
	期末手当	97
	勤勉手当	15
	4 共済費	38
	職員共済組合負担金	

歳 出
 3 款 民生費
 1 項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 地 域 福 祉 費	579,755	△17,634	562,121				△17,634	2給 料	△9,665
								3職 員 手 当 等	△4,884
								4共 済 費	△3,085
2 介 護 保 険 費	1,340,786	10,215	1,351,001				10,215	2給 料	4,436
								3職 員 手 当 等	4,409
								4共 済 費	1,949
								27繰 出 金	△579

3-1-1 地域福祉費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<p>〔人件費等〕 △17,620</p> <p>2 給料 △9,665</p> <p style="padding-left: 20px;">一般職給</p> <p>3 職員手当等 △4,884</p> <p style="padding-left: 20px;">管理職手当 595</p> <p style="padding-left: 20px;">扶養手当 △389</p> <p style="padding-left: 20px;">地域手当 △567</p> <p style="padding-left: 20px;">住居手当 560</p> <p style="padding-left: 20px;">通勤手当 △221</p> <p style="padding-left: 20px;">時間外勤務手当 △433</p> <p style="padding-left: 20px;">期末手当 △2,268</p> <p style="padding-left: 20px;">勤勉手当 △1,905</p> <p style="padding-left: 20px;">児童手当 △260</p> <p style="padding-left: 20px;">管理職員特別勤務手当 4</p> <p>4 共済費 △3,071</p> <p style="padding-left: 20px;">職員共済組合負担金</p> <p>〔基幹相談事業〕 △14</p> <p>4 共済費</p> <p style="padding-left: 20px;">労働保険料</p> <p>〔(仮称)多世代交流プラザ整備等事業〕</p> <p>・ (仮称)多世代交流プラザ整備事業</p>	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>(仮称)多世代交流プラザ整備事業に係る債務負担行為 期間 令和6年度～令和8年度 限度額 1,029,078千円</p>
	<p>〔人件費等〕 10,794</p> <p>2 給料 4,436</p> <p style="padding-left: 20px;">一般職給</p> <p>3 職員手当等 4,409</p> <p style="padding-left: 20px;">管理職手当 748</p> <p style="padding-left: 20px;">扶養手当 72</p> <p style="padding-left: 20px;">地域手当 316</p> <p style="padding-left: 20px;">住居手当 △350</p> <p style="padding-left: 20px;">通勤手当 △60</p> <p style="padding-left: 20px;">時間外勤務手当 476</p> <p style="padding-left: 20px;">期末手当 2,215</p> <p style="padding-left: 20px;">勤勉手当 943</p> <p style="padding-left: 20px;">児童手当 45</p> <p style="padding-left: 20px;">管理職員特別勤務手当 4</p> <p>4 共済費 1,949</p> <p style="padding-left: 20px;">職員共済組合負担金</p> <p>〔介護保険財務事務事業〕 △579</p> <p>・ 介護保険特別会計繰出事業</p> <p>27 繰出金</p> <p style="padding-left: 20px;">特別会計繰出金</p>	<p>地域支援事業分 補正後43,660,000円－補正前43,662,000円 事務費分 補正後96,244,000円－補正前96,821,000円</p>

歳 出
 3款 民生費
 1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
3 障害者 福祉費	3,370,937	151,347	3,522,284	107,506			43,841	2給 料	3,570
								3職 員 手当等	2,432
								4共 済 費	1,621
								19扶 助 費	143,342
								21補 償、 補填及び 賠償金	382
4 社 会 保 障 費	3,194,102	△5,139	3,188,963				△5,139	2給 料	△3,244
								3職 員 手当等	△936
								4共 済 費	△959

3-1-3 障害者福祉費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔人件費等〕	7,617		
2 給料	3,570		
一般職給			
3 職員手当等	2,432		
管理職手当	153		
扶養手当	25		
地域手当	225		
住居手当	△336		
通勤手当	492		
時間外勤務手当	574		
期末手当	887		
勤勉手当	217		
児童手当	195		
4 共済費	1,615		
職員共済組合負担金			
〔障害者手当等支給事業〕	382		
- 愛知県心身障害者扶養共済事業			
21 補償、補填及び賠償金			
損害賠償金			
〔自立支援給付事業〕	143,348		
- 障害者自立支援給付事業			
4 共済費	6	〈特定財源〉	
社会保険料等		国 39,661千円	
19 扶助費	143,342	補正後2,023,881,000円×1/2	
施設入所支援事業費	26,129	－補正前1,944,558,000円×1/2	
訓練等給付事業費	53,194	国 32,009千円	
障害児通所給付費	64,019	補正後958,041,000円×1/2	
		－補正前894,022,000円×1/2	
		県 19,831千円	
		補正後2,023,881,000円×1/4	
		－補正前1,944,558,000円×1/4	
		県 16,005千円	
		補正後958,041,000円×1/4	
		－補正前894,022,000円×1/4	
		施設入所支援事業費	
		補正後154,875,000円－補正前128,746,000円	
		訓練等給付事業費	
		補正後1,013,126,000円－補正前959,932,000円	
		障害児通所給付費	
		補正後958,041,000円－補正前894,022,000円	
〔人件費等〕	△5,063		
2 給料	△3,244		
一般職給			
3 職員手当等	△936		
扶養手当	102		
地域手当	△189		
住居手当	336		
通勤手当	2		
時間外勤務手当	347		

歳 出
3款 民生費
1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	8,526,752	138,789	8,665,541	107,506			31,283		

3款 民生費
2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 こども 保育費	5,629,493	△51,319	5,578,174		55,800	408	△107,527	2給 料	△60,628
								3職 員 手当等	△22,854
								4共 済 費	△31,150
								12委 託 料	2,277
								14工 事 請 負 費	59,829

3-1-4 社会保障費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	期末手当 $\Delta 739$ 勤勉手当 $\Delta 1,290$ 児童手当 495 4 共済費 $\Delta 883$ 職員共済組合負担金	
	〔保険推進事業〕 $\Delta 49$ 4 共済費 社会保険料等 $\Delta 25$ 労働保険料 $\Delta 24$	
	〔後期高齢者医療支援事業〕 $\Delta 27$ ・広域連合支援事業 4 共済費 社会保険料等 $\Delta 13$ 労働保険料 $\Delta 14$	

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 $\Delta 101,276$ 2 給料 $\Delta 60,628$ 一般職給 3 職員手当等 $\Delta 22,854$ 管理職手当 $\Delta 900$ 扶養手当 $\Delta 734$ 地域手当 $\Delta 3,736$ 住居手当 $\Delta 580$ 通勤手当 221 時間外勤務手当 728 期末手当 $\Delta 8,297$ 勤勉手当 $\Delta 10,009$	

歳 出
 3 款 民生費
 2 項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
								17備 品 購 入 費	539
								22償還金、 利子及び 割 引 料	668

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	児童手当	460	
	管理職員特別勤務手当	△7	
4	共済費	△17,794	
	職員共済組合負担金	△17,736	
	社会保険料等	△17	
	労働保険料	△41	
	〔子ども・子育て支援推進等事業〕	5	
	・子ども・子育て支援推進事業		
4	共済費		
	社会保険料等		
	〔病児・病後児保育事業〕	668	
	・病児・病後児保育施設運営事業		
22	償還金、利子及び割引料		令和5年度分
	子ども・子育て支援国庫交付金返納金		
	〔子育て支援施設整備等事業〕	62,106	
	・保育園改修（空調設備）事業	62,106	
12	委託料	2,277	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
	工事監理委託料（宮田南）		
14	工事請負費	59,829	〈特定財源〉
	空調設備改修工事費（宮田南）		地 55,800千円 62,106,000円×90%
	・児童館（（仮称）多世代交流プラザ）整備事業		繰越明許費 62,106千円
			★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
			児童館（（仮称）多世代交流プラザ）整備事業に係る債務負担行為 期間 令和6年度～令和8年度 限度額 604,380千円
	〔子育て支援施設維持事業〕	△414	
	・保育園維持事業		
4	共済費		
	社会保険料等	△396	
	労働保険料	△18	
	〔保育園保育等事業〕	△12,290	
	・保育園保育事業	△10,005	
4	共済費	△10,544	〈特定財源〉
	社会保険料等	△9,067	そ 408千円 寄附金
	労働保険料	△1,477	
17	備品購入費	539	
	木製柵		

歳出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2子育て 支援費	305,357	8,488	313,845			111	8,377	2給料	3,264
								3職員 手当等	5,003
								4共済費	75
								17備品 購入費	146

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
・ 保育園給食事業	△2,285		
4 共済費			
社会保険料等	△1,673		
労働保険料	△612		
〔保育管理等事業〕	△10		
・ 保育管理事業			
4 共済費			
労働保険料			
〔わかかさ園運営事業〕	△28		
4 共済費			
労働保険料			
〔児童・遺児手当等事業〕	△80		
・ 児童扶養手当事業	△57		
4 共済費			
社会保険料等			
・ 児童手当事業	△23		
4 共済費			
社会保険料等			
〔人件費等〕	9,636		
2 給料	3,264		
一般職給			
3 職員手当等	5,003		
管理職手当	595		
扶養手当	660		
地域手当	271		
住居手当	△168		
通勤手当	107		
時間外勤務手当	1,996		
期末手当	1,040		
勤勉手当	262		
児童手当	240		
4 共済費	1,369		
職員共済組合負担金			
〔子育て支援センター維持運営事業〕	63		
・ 第1・第2子育て支援センター維持運営事業			
4 共済費	△83	〈特定財源〉	
社会保険料等	△28	そ 111千円	寄附金
労働保険料	△55		
17 備品購入費	146		
マット	23		
連結棚	104		
パネルシアター	19		
〔ファミリー・サポート・センター事業〕	△54		
4 共済費			
社会保険料等	△37		

歳 出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
3 医 療 助 成 費	789,417	△30	789,387				△30	4共 済 費	△30
計	6,738,792	△42,861	6,695,931		55,800	519	△99,180		

3-2-2 子育て支援費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	労働保険料	△17
	〔家庭児童相談事業〕	△39
	4 共済費	
	社会保険料等	△20
	労働保険料	△19
	〔要保護児童対策事業〕	△416
	4 共済費	
	社会保険料等	△404
	労働保険料	△12
	〔こども家庭センター（児童福祉）運営事業〕	△53
	・こども家庭センター（児童福祉）運営事業	
	4 共済費	
	社会保険料等	△36
	労働保険料	△17
	〔児童館等運営事業〕	
	・児童館指定管理事業	
		古知野児童館及び藤ヶ丘児童館の指定管理料に係る 債務負担行為 期間 令和6年度～令和8年度 限度額 33,356千円
	〔児童館活動事業〕	△649
	・児童館活動事業	
	4 共済費	
	社会保険料等	△626
	労働保険料	△23
	〔福祉医療費助成事業〕	△30
	・子ども医療費助成事業	
	4 共済費	
	社会保険料等	

歳 出
 3款 民生費
 3項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生 活 保 護 費	2,240,130	51,616	2,291,746	39,000			12,616	4共 済 費	△384
								19扶 助 費	52,000
計	2,240,130	51,616	2,291,746	39,000			12,616		

4款 衛生費
 1項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 健 康 づ くり 費	1,062,754	168,628	1,231,382	91,227			77,401	2給 料	△5,806
								3職 員 手 当 等	△4,591
								4共 済 費	△2,470
								12委 託 料	90,258
								19扶 助 費	91,237

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔生活保護事業〕 4 共済費 社会保険料等 労働保険料 19 扶助費 医療扶助費	51,833 △167 △155 △12 52,000	〈特定財源〉 国 39,000千円 補正後1,096,634,000円×3/4 －補正前1,044,634,000円×3/4 医療扶助費 補正後588,870,000円－補正前536,870,000円
〔被保護者就労支援事業〕 4 共済費 社会保険料等	△217	

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔人件費等〕 2 給料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 4 共済費 職員共済組合負担金	△12,666 △5,806 △4,746 △155 △358 112 △248 △806 △1,573 △1,718 △2,114	
〔健康推進事業〕 ・健康推進事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△49 △27 △22	

歳 出
 4 款 衛生費
 1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 環 境 保 全 費	29,148	△10	29,138				△10	4共済費	△10
計	1,091,902	168,618	1,260,520	91,227			77,391		

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説	明
事業	備考
〔予防接種事業〕	
・ 予防接種事業	
3 職員手当等	155
4 共済費	△28
社会保険料等	6
労働保険料	△34
12 委託料	90,258
予防接種委託料	90,211
予防接種済者入力委託料	47
19 扶助費	91,237
予防接種健康被害者給付費	91,227
予防接種健康被害者見舞金	10
〔狂犬病予防事業〕	△5
4 共済費	△11
社会保険料等	6
労働保険料	△11
〔母子健康管理事業〕	△14
4 共済費	△14
労働保険料	△14
〔母子保健事業〕	△16
・ 母子保健事業	△16
4 共済費	△16
労働保険料	△16
〔こども家庭センター（母子保健）運営事業〕	△194
・ こども家庭センター（母子保健）運営事業	△24
4 共済費	△26
社会保険料等	2
労働保険料	△26
・ 出産・子育て応援交付金事業	△170
4 共済費	△155
社会保険料等	△155
労働保険料	△15
〔休日急病診療所維持運営事業〕	△50
・ 休日急病診療所運営事業	△50
4 共済費	△34
社会保険料等	△34
労働保険料	△16
〔環境監視事業〕	△10
・ 簡易専用水道等維持管理事業	△10
4 共済費	△10
社会保険料等	△10

歳 出
4 款 衛生費
2 項 清掃費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 清掃費	1,867,848	△19,889	1,847,959				△19,889	2給 料 8	
								3職 員 手 当 等	△1,027
								4共 済 費	△592
								18負担金、 補助及び 交 付 金	△18,278
計	1,867,848	△19,889	1,847,959				△19,889		

4-2-1 清掃費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<p>〔人件費等〕 △1,301</p> <p>2 給料 8</p> <p style="padding-left: 20px;">一般職給</p> <p>3 職員手当等 △1,027</p> <p style="padding-left: 20px;">扶養手当 △298</p> <p style="padding-left: 20px;">地域手当 △17</p> <p style="padding-left: 20px;">通勤手当 73</p> <p style="padding-left: 20px;">時間外勤務手当 △100</p> <p style="padding-left: 20px;">期末手当 △52</p> <p style="padding-left: 20px;">勤勉手当 △393</p> <p style="padding-left: 20px;">児童手当 △240</p> <p>4 共済費 △282</p> <p style="padding-left: 20px;">職員共済組合負担金</p>	
	<p>〔分別ごみ収集運搬事業〕 △37</p> <p>・資源ごみ収集運搬事業</p> <p>4 共済費</p> <p style="padding-left: 20px;">社会保険料等 △20</p> <p style="padding-left: 20px;">労働保険料 △17</p>	
	<p>〔リサイクルステーション運営事業〕 △41</p> <p>4 共済費</p> <p style="padding-left: 20px;">労働保険料</p>	
	<p>〔ふれあい収集事業〕 △232</p> <p>4 共済費</p> <p style="padding-left: 20px;">社会保険料等 △216</p> <p style="padding-left: 20px;">労働保険料 △16</p>	
	<p>〔江南丹羽環境管理組合関係事業〕 △16,347</p> <p>・江南丹羽環境管理組合調整事業</p> <p>18 負担金、補助及び交付金</p> <p style="padding-left: 20px;">江南丹羽環境管理組合負担金</p>	<p>事業運営費負担金（令和5年度精算分）</p> <p style="padding-left: 20px;">補正後1,153,104,654円×59.699%</p> <p style="padding-left: 40px;">－94,060,400円</p> <p style="padding-left: 20px;">－補正前1,154,383,654円×59.671%</p> <p style="padding-left: 40px;">－179,400,000円×52.202%</p> <p>事業運営費負担金</p> <p style="padding-left: 20px;">補正後1,234,977,146円×59.490%</p> <p style="padding-left: 40px;">－175,400,000円×52.281%</p> <p style="padding-left: 20px;">－補正前1,261,026,000円×59.490%</p> <p style="padding-left: 40px;">－175,400,000円×52.281%</p>
	<p>〔尾張北部環境組合関係事業〕 △1,931</p> <p>・新ごみ処理施設建設事業</p> <p>18 負担金、補助及び交付金</p> <p style="padding-left: 20px;">新ごみ処理施設建設費負担金</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>新ごみ処理施設建設費負担金</p> <p style="padding-left: 20px;">補正後366,096,000円×40.201%</p> <p style="padding-left: 20px;">－補正前370,898,000円×40.201%</p>

歳出
4款 衛生費
3項 上水道費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 上水道費	1,136	80	1,216				80	27繰出金	80
計	1,136	80	1,216				80		

5款 労働費
1項 労働費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 労働費	124,358	△10	124,348				△10	4共済費	△10
計	124,358	△10	124,348				△10		

6款 農林水産業費
1項 農業費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 農業費	220,287	△2,517	217,770				△2,517	2給料	△1,681
								3職 手当等	△133
								4共済費	△703

4-3-1 上水道費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	80	
〔企業会計管理事業〕 ・水道事業会計繰出事業 27 繰出金 水道事業会計繰出金		補正後1,216,000円－補正前1,136,000円

5-1-1 労働費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△10	
〔就業相談等運営事業〕 4 共済費 社会保険料等		

6-1-1 農業費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△2,471	
〔人件費等〕 2 給料 一般職給	△1,681	
3 職員手当等	△133	
管理職手当	596	
扶養手当	240	
地域手当	△51	
住居手当	△671	
通勤手当	△37	

歳 出
 6款 農林水産業費
 1項 農業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	220,287	△2,517	217,770				△2,517		

7款 商工費
 1項 商工費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 商工費	360,660	△2,973	357,687	831			△3,804	2給 料 △894	
								3職 員 手 当 等 △2,036	
								4共 済 費 △739	
								18負担金、 補助及び 交 付 金 696	

6-1-1 農業費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	時間外勤務手当 18 期末手当 △90 勤勉手当 △442 児童手当 300 管理職員特別勤務手当 4 4 共済費 △657 職員共済組合負担金	
	〔農地保全推進事業〕 △46 ・農地転用等審査事業 4 共済費 社会保険料等	

7-1-1 商工費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 △3,669 2 給料 △894 一般職給 3 職員手当等 △2,036 管理職手当 △596 扶養手当 △54 地域手当 △93 住居手当 △336 通勤手当 33 時間外勤務手当 127 期末手当 △546 勤勉手当 △787 児童手当 220 管理職員特別勤務手当 △4 4 共済費 △739 職員共済組合負担金	
	〔商工業補助事業〕 696 18 負担金、補助及び交付金 江南市商業団体等事業費補助金	〈特定財源〉 県 831千円 1,663,000円×1/2 補正後3,953,000円—補正前3,257,000円

歳出
7款 商工費
1項 商工費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 企業 誘致 推進費	43,286	463	43,749				463	2給料	163
								3職員 手当等	290
								4共済費	10
計	403,946	△2,510	401,436	831			△3,341		

8款 土木費
1項 土木管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 道路 管理費	100,755	△2,327	98,428				△2,327	2給料	△1,210
								3職員 手当等	△665
								4共済費	△452

7-1-2 企業誘致推進費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	【人件費等】	
	2 給料	463
	一般職給	163
	3 職員手当等	290
	地域手当	10
	住居手当	140
	時間外勤務手当	61
	期末手当	53
	勤勉手当	26
	4 共済費	10
	職員共済組合負担金	

8-1-1 道路管理費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	【人件費等】	△2,333
	2 給料	△1,210
	一般職給	
	3 職員手当等	△665
	管理職手当	△595
	扶養手当	14
	地域手当	△108
	住居手当	166
	時間外勤務手当	567
	期末手当	△181
	勤勉手当	△839
	児童手当	315
	管理職員特別勤務手当	△4
	4 共済費	△458
	職員共済組合負担金	
	【企画調整事業】	6
	・土木事業企画調整事務	
	4 共済費	
	社会保険料等	

歳 出
 8 款 土木費
 1 項 土木管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 建 築 指 導 費	89,293	3,325	92,618				3,325	2給 料	912
								3職 員 手 当 等	2,102
								4共 済 費	311
計	190,048	998	191,046				998		

8 款 土木費
 2 項 道路橋りょう費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 道 路 橋 りょう費	739,656	△31,451	708,205		△73,400		41,949	4共 済 費	△380
								14工 事 請 負 費	△31,071
計	739,656	△31,451	708,205		△73,400		41,949		

8-1-2 建築指導費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 2 給料 3,357 一般職給 912 3 職員手当等 2,102 扶養手当 △104 地域手当 49 通勤手当 115 時間外勤務手当 1,716 期末手当 237 勤勉手当 89 4 共済費 343 職員共済組合負担金	
	〔建築確認審査等事業〕 4 共済費 △32 社会保険料等	

8-2-1 道路橋りょう費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔道路維持管理事業〕 4 共済費 △380 社会保険料等	
	〔道路施設長寿命化事業〕 14 工事請負費 △31,071 舗装工事費（単市事業）	★★★★★ 政策の事業 ★★★★★ 道路更新防災等対策事業 〈特定財源〉 地 △73,400千円 補正後 33,900,000円×90% －補正前115,500,000円×90% 補正後90,651,000円－補正前121,722,000円

歳 出
 8 款 土木費
 3 項 河川費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 河川費	245,672	△5,044	240,628				△5,044	2給 料	△3,182
								3職 員 手当等	△803
								4共 済 費	△979
								18負担金、 補助及び 交付金	△80
計	245,672	△5,044	240,628				△5,044		

8 款 土木費
 4 項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 都 市 計 画 費	190,533	△3,764	186,769				△3,764	2給 料	△2,107
								3職 員 手当等	△811
								4共 済 費	△846

8-3-1 河川費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	【人件費等】 △4,964 2 給料 △3,182 一般職給 3 職員手当等 △803 地域手当 △191 住居手当 294 通勤手当 △61 時間外勤務手当 △72 期末手当 △316 勤勉手当 △457 4 共済費 △979 職員共済組合負担金	
	【企画調整事業】 △80 ・河川事業企画調整事務 18 負担金、補助及び交付金 補正後7,249,000円－補正前7,329,000円 下水道事業会計人件費負担金	

8-4-1 都市計画費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	【人件費等】 △3,764 2 給料 △2,107 一般職給 3 職員手当等 △811 管理職手当 △595 扶養手当 505 地域手当 △132 住居手当 △24 通勤手当 669 時間外勤務手当 △131 期末手当 △373 勤勉手当 △1,097 児童手当 370 管理職員特別勤務手当 △3 4 共済費 △846 職員共済組合負担金	

歳出
8款 土木費
4項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 都市 整備費	436,366	△143	436,223				△143	2給料	740
								3職員 手当等	△909
								4共済費	△26
								12委託料	539
								27繰出金	△487
計	747,418	△3,907	743,511				△3,907		

8款 土木費
6項 下水道費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 下水道費	602,756	△4,056	598,700				△4,056	27繰出金	△4,056
計	602,756	△4,056	598,700				△4,056		

8-4-2 都市整備費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 △195 2 給料 740 一般職給 3 職員手当等 △909 管理職手当 153 扶養手当 △282 地域手当 36 住居手当 △324 通勤手当 △141 時間外勤務手当 △329 期末手当 139 勤勉手当 △101 児童手当 △60 4 共済費 △26 職員共済組合負担金	
	〔交通結節点整備事業（布袋駅東地区）〕 539 12 委託料 物件調査委託料	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 補正後9,658,000円－補正前9,119,000円
	〔区画整理運営事業〕 △487 ・江南布袋南部土地区画整理事業特別会計繰出事業 27 繰出金 特別会計繰出金	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 補正後68,892,000円－補正前69,379,000円

8-6-1 下水道費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔下水道経営事業〕 △4,056 ・下水道事業会計繰出事業 27 繰出金 下水道事業会計繰出金	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 補正後598,700,000円－補正前602,756,000円

歳 出
9 款 消防費
1 項 消防費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 消 防 総 務 費	330,554	22,403	352,957			41,483	△19,080	2給 料	△98
								3職 員 手 当 等	△331
								4共 済 費	△667
								8旅 費	178
								11役 務 費	190
								14工 事 請 負 費	212
								17備 品 購 入 費	22,861
26公 課 費	58								
2 消 防 予 防 費	68,215	341	68,556				341	2給 料	258
								3職 員 手 当 等	278

説	明
事 業	備 考
〔人件費等〕 △1,096 2 給料 △98 一般職給 3 職員手当等 △331 扶養手当 △346 地域手当 △26 住居手当 336 通勤手当 33 特殊勤務手当 △11 時間外勤務手当 140 夜勤手当 10 期末手当 77 勤勉手当 △379 児童手当 △160 管理職員特別勤務手当 △5 4 共済費 △667 職員共済組合負担金	
〔消防施設整備等事業〕 816 ・分団車庫等改修事業 14 工事請負費 便所改修工事費（第4分団） 498 空調設備取替工事費（第4分団） 318	〈特定財源〉 そ 747千円 寄附金
〔消防車両更新等事業〕 22,683 8 旅費 178 検査旅費 11 役務費 190 自動車損害保険料 60 自動車リサイクル手数料 20 新車登録手数料 110 14 工事請負費 △604 救急自動車艦装工事費 17 備品購入費 22,861 小型ポンプ付積載車 23,736 救急自動車資機材 △875 26 公課費 58 自動車重量税	〈特定財源〉 そ 40,736千円 寄附金 小型ポンプ付積載車 2台 検査旅費 補正後267,000円－補正前89,000円 自動車損害保険料 補正後85,000円－補正前25,000円 自動車リサイクル手数料 補正後58,000円－補正前38,000円 新車登録手数料 補正後250,000円－補正前140,000円 救急自動車艦装工事費 補正後13,200,000円－補正前13,804,000円 救急自動車資機材 補正後6,985,000円－補正前7,860,000円 自動車重量税 補正後272,000円－補正前214,000円 繰越明許費 24,162千円
〔人件費等〕 341 2 給料 258 一般職給 3 職員手当等 278 管理職手当 152	

歳 出
9 款 消防費
1 項 消防費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
								4共 済 費	△195
3 消防署費	770,087	6,941	777,028			10,394	△3,453	2給 料	△2,541
								3職 員 手 当 等	59
								4共 済 費	△1,924
								17備 品 購 入 費	11,347
計	1,168,856	29,685	1,198,541			51,877	△22,192		

9-1-2 消防予防費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	扶養手当 84 地域手当 29 住居手当 △336 通勤手当 51 時間外勤務手当 29 期末手当 114 勤勉手当 △85 児童手当 240 4 共済費 △195 職員共済組合負担金		
	〔人件費等〕 △4,406 2 給料 △2,541 一般職給 3 職員手当等 59 管理職手当 1,190 扶養手当 286 地域手当 △64 住居手当 898 通勤手当 226 特殊勤務手当 293 時間外勤務手当 607 夜勤手当 △73 期末手当 △504 勤勉手当 △3,465 児童手当 665 4 共済費 △1,924 職員共済組合負担金		
	〔救助事業〕 8,495 ・救助出動事業 17 備品購入費 空気ボンベ充填用移動式コンプレッサーユニット		〈特定財源〉 そ 7,782千円 寄附金
	〔警防事業〕 2,852 ・警防出動事業 17 備品購入費 熱画像直視装置 2,082 車両火災用ブランケット 770		〈特定財源〉 そ 2,612千円 寄附金

歳 出
 10款 教育費
 1項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 教 育 支 援 費	236,021	2,618	238,639				2,618	2給 料	1,381
								3職 員 手 当 等	897
								4共 済 費	340
2 教 育 環 境 費	37,001	△530	36,471				△530	4共 済 費	△530

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕	2,841
	2 給料	1,381
	一般職給	
	3 職員手当等	897
	扶養手当	△78
	地域手当	134
	住居手当	125
	通勤手当	17
	時間外勤務手当	187
	期末手当	348
	勤勉手当	168
	管理職員特別勤務手当	△4
	4 共済費	563
	職員共済組合負担金	
	〔養護教諭配置事業〕	△28
	4 共済費	
	労働保険料	
	〔特別支援学級等支援職員配置事業〕	△92
	4 共済費	
	労働保険料	
	〔英語指導助手（ALT）配置事業〕	△35
	4 共済費	
	労働保険料	
	〔図書館司書配置事業〕	△23
	4 共済費	
	労働保険料	
	〔スクール・サポート・スタッフ配置事業〕	△20
	4 共済費	
	労働保険料	
	〔就学指導事業〕	△25
	4 共済費	
	社会保険料等	
	〔心の教室相談員配置事業〕	△20
	4 共済費	
	労働保険料	
	〔適応指導教室事業〕	△510
	4 共済費	
	社会保険料等	△465
	労働保険料	△45

歳出
 10款 教育費
 1項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
3 放課後 児童費	180,713	1,801	182,514				1,801	3職員 手当等	2,633
								4共済費	△832
計	453,735	3,889	457,624				3,889		

10款 教育費
 2項 小学校費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 小学校費	606,335	2,522	608,857				2,522	4共済費	△118
								14工 事 請 負 費	2,640
計	606,335	2,522	608,857				2,522		

10-1-3 放課後児童費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）〕	1,801		
・放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）			
3 職員手当等	2,633		
期末手当	1,551		
勤勉手当	1,082		
4 共済費	△832		
社会保険料等	△786		
労働保険料	△46		

10-2-1 小学校費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔学校補助教員配置事業〕	△46		
4 共済費			
労働保険料			
〔学校管理運営事業〕	△72		
・給食配膳員配置事業	△23		
4 共済費			
労働保険料			
・学校校務員配置事業	△49		
4 共済費			
労働保険料			
〔学校施設整備等事業〕	2,640		
・学校施設改修事業			
14 工事請負費			
防火シャッター改修工事費		藤里小学校	

歳 出
 10款 教育費
 3項 中学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 中学校費	373,805	△51	373,754				△51	4共 済 費	△51
計	373,805	△51	373,754				△51		

10款 教育費
 4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生涯 学習費	440,539	△4,207	436,332			635	△4,842	2給 料	△1,417
								3職 員 手当等	△2,530
								4共 済 費	△973
								10需用費	713

10-3-1 中学校費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔学校補助教員配置事業〕 △15 4 共済費 労働保険料	
	〔学校管理運営事業〕 △36 ・給食配膳員配置事業 △10 4 共済費 労働保険料	
	・学校校務員配置事業 △26 4 共済費 労働保険料	

10-4-1 生涯学習費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 △4,826 2 給料 △1,417 一般職給	
	3 職員手当等 △2,530 管理職手当 748 扶養手当 △468 地域手当 △68 住居手当 △297 通勤手当 △172 時間外勤務手当 △580 期末手当 △606 勤勉手当 △686 児童手当 △405 管理職員特別勤務手当 4	
	4 共済費 △879 職員共済組合負担金	
	〔少年センター維持運営事業〕 △10 4 共済費 社会保険料等	

歳 出
 10款 教育費
 4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 文 化 交 流 費	161,023	10,204	171,227				10,204	4共 済 費	△48
								11役 務 費	10,087
								18負担金、 補助及び 交 付 金	165
計	601,562	5,997	607,559			635	5,362		

10款 教育費
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 スポーツ 推 進 費	203,260	△310	202,950				△310	2給 料	△622
								3職 員 手 当 等	668

10-4-1 生涯学習費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔公民館維持運営事業〕	686		
・公民館維持事業	713		
10 需用費			〈特定財源〉
修繕料			そ 635千円 建物総合損害共済災害共済金
施設			補正後983,000円－補正前270,000円
・公民館運営事業	△27		
4 共済費			
労働保険料			
〔公民館事業〕	△57		
・公民館講座事業			
4 共済費			
社会保険料等	△21		
労働保険料	△36		
〔歴史民俗資料館維持運営事業〕	△48		
・常設展示事業			
4 共済費			
社会保険料等	△35		
労働保険料	△13		
〔文化財保護事業〕	10,252		
・文化財保護事業			
11 役務費	10,087		樹木剪定手数料
樹木剪定手数料			補正後13,508,000円－補正前3,421,000円
18 負担金、補助及び交付金	165		
文化財保存事業費補助金			

10-5-1 スポーツ推進費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔人件費等〕	1		
2 給料	△622		
一般職給			
3 職員手当等	668		
管理職手当	△153		

歳出
 10款 教育費
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
								4共済費	△356
2 学 校 給 食 費	788,881	△5,123	783,758			20	△5,143	2給料	△2,249
								3職 手当等	△2,001
								4共済費	△873

10-5-1 スポーツ推進費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	扶養手当 946 地域手当 11 住居手当 △672 通勤手当 △27 時間外勤務手当 444 期末手当 4 勤勉手当 △310 児童手当 425 4 共済費 △45 職員共済組合負担金		
	〔スポーツ振興事業〕 △29 4 共済費 社会保険料等 1 労働保険料 △30		
	〔スポーツ推進委員事業〕 △40 4 共済費 社会保険料等 △28 労働保険料 △12		
	〔スポーツプラザ維持運営事業〕 △242 ・ スポーツセンター・武道館維持運営事業 4 共済費 社会保険料等 △218 労働保険料 △24		トレーニング室等管理委託料に係る債務負担行為 期間 令和6年度～令和9年度 限度額 80,850千円
	〔人件費等〕 △5,351 2 給料 △2,249 一般職給 3 職員手当等 △2,001 扶養手当 △198 地域手当 △147 通勤手当 △51 時間外勤務手当 7 期末手当 △527 勤勉手当 △965 児童手当 △120 4 共済費 △1,101 職員共済組合負担金 △1,089 労働保険料 △12		
	〔給食調理事業〕 255 ・ 給食調理事業 255 4 共済費 社会保険料等 193 労働保険料 62		
	・ 調理業務委託事業		北部学校給食センター調理委託料に係る債務負担行為 期間 令和6年度～令和7年度 限度額 27,180千円

歳 出
 10款 教育費
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	992,141	△5,433	986,708			20	△5,453		

10-5-2 学校給食費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[給食用物資購入事業] ・ 給食用物資調達事業		(財源更正)	
		〈特定財源〉	
		そ 20千円	学校給食用コンテナ転倒事故和解金
[給食企画事業]	△27		
・ 給食企画事業			
4 共済費			
社会保険料等	△14		
労働保険料	△13		

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数(人)	給与費				
			報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	その他の 手当
補正後	長等	3		30,048	12,346 3.4月分		24
	議員	20	109,404		43,625 3.3月分		
	その他の 特別職	474	23,027				
	計	497	132,431	30,048	55,971		24
補正前	長等	3		30,048	12,346 3.4月分		24
	議員	20	109,404		43,625 3.3月分		
	その他の 特別職	474	23,027				
	計	497	132,431	30,048	55,971		24
比 較	長等						
	議員						
	その他の 特別職						
	計						

[単位:千円]

給与費 計	共済費	合計	備考
42,418	7,148	49,566	通勤手当 24
153,029	31,904	184,933	
23,027		23,027	
218,474	39,052	257,526	
42,418	7,254	49,672	通勤手当 24
153,029	31,904	184,933	
23,027		23,027	
218,474	39,158	257,632	
	△ 106	△ 106	
	△ 106	△ 106	

2 一般職

(1)総括

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(1,535) 640	1,208,700	2,191,318	1,929,389
補正前	(1,535) 652	1,208,700	2,293,858	1,915,670
比較	△ 12		△ 102,540	13,719

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

職員手当等の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	103,392	58,063	141,183
	補正前	100,403	59,599	147,193
	比較	2,989	△ 1,536	△ 6,010
	区分	夜勤手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	7,256	639,762	517,878
	補正前	7,319	650,940	544,980
	比較	△ 63	△ 11,178	△ 27,102

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(20) 640		2,191,318	1,707,130
補正前	(20) 652		2,293,858	1,696,199
比較	△ 12		△ 102,540	10,931

()内は、再任用短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

職員手当等の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	103,392	58,063	141,183
	補正前	100,403	59,599	147,193
	比較	2,989	△ 1,536	△ 6,010
	区分	夜勤手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	7,256	519,221	416,160
	補正前	7,319	531,950	444,499
	比較	△ 63	△ 12,729	△ 28,339

[単位:千円]

給与費	共済費	合計	備考
計			
5,329,407	865,770	6,195,177	
5,418,228	931,757	6,349,985	
△ 88,821	△ 65,987	△ 154,808	

住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
29,779	26,477	4,409	136,570
31,149	26,429	4,127	128,678
△ 1,370	48	282	7,892
退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	
224,338	39,915	367	
176,738	37,740	375	
47,600	2,175	△ 8	

[単位:千円]

給与費	共済費	合計	備考
計			
3,898,448	746,581	4,645,029	
3,990,057	781,259	4,771,316	
△ 91,609	△ 34,678	△ 126,287	

住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
29,779	26,477	4,409	136,570
31,149	26,429	4,127	128,678
△ 1,370	48	282	7,892
退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	
224,338	39,915	367	
176,738	37,740	375	
47,600	2,175	△ 8	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	手当
補正後	(1,515)	1,208,700		222,259
補正前	(1,515)	1,208,700		219,471
比較				2,788

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

職員手当等の内訳	区分	期末手当	勤勉手当
	補正後	120,541	101,718
	補正前	118,990	100,481
	比較	1,551	1,237

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明
給料	△ 102,540	異動等に伴う増減分	△ 102,540	
職員手当等	13,719	異動等に伴う増減分	13,719	

[単位:千円]

給与費			
計	共済費	合計	備考
1,430,959	119,189	1,550,148	
1,428,171	150,498	1,578,669	
2,788	△ 31,309	△ 28,521	

[単位:千円]

備考					
管理職手当	2,989	特殊勤務手当	282	退職手当	47,600
扶養手当	△ 1,536	時間外勤務手当	7,892	児童手当	2,175
地域手当	△ 6,010	夜勤手当	△ 63	管理職員特別勤務手当	△ 8
住居手当	△ 1,370	期末手当	△ 11,178		
通勤手当	48	勤勉手当	△ 27,102		

令和6年議案第83号

令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度江南市の尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ487千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101,436千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		千円 69,379	千円 △487	千円 68,892
	1 一般会計繰入金	69,379	△487	68,892
歳 入 合 計		101,923	△487	101,436

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 24,404	千円 △487	千円 23,917
	1 総 務 管 理 費	24,404	△487	23,917
歳 出 合 計		101,923	△487	101,436

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 繰入金	千円 69,379	千円 △487	千円 68,892
歳入合計	101,923	△487	101,436

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費	千円 24,404	千円 △487	千円 23,917
歳出合計	101,923	△487	101,436

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 △487	千円
		△487	

2 歳 入

3 款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
3	繰入金	69,379	△487	68,892
	1 一般会計繰入金	69,379	△487	68,892
	1 一般会計繰入金	69,379	△487	68,892
計		101,923	△487	101,436

3 歳 出

1 款 総務費 1 項 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 総 務 管 理 費	24,404	△487	23,917			△487		2給 料	△107
								3職 員 手 当 等	△225
								4共 済 費	△155
計	24,404	△487	23,917			△487			

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
1 一般会計 繰入金	△487	一般会計繰入金

1-1-1 総務管理費 [単位：千円]

説明		備考
事業		
【人件費等】	△487	
2 給料	△107	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
一般職給		
3 職員手当等	△225	〈特定財源〉
扶養手当	16	そ △487千円 一般会計繰入金
地域手当	△5	補正後22,738,000円－補正前23,225,000円
住居手当	△196	
時間外勤務手当	△123	
期末手当	66	
勤勉手当	△118	
児童手当	135	
4 共済費	△155	
職員共済組合負担金		

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数(人)	給与費		共済費
			報酬	計	
補正後	その他の特別職	14	137	137	
補正前	その他の特別職	14	137	137	
比較	その他の特別職				

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数(人)	給与費		
		給料	職員手当等	計
補正後	3	11,057	7,905	18,962
補正前	3	11,164	8,130	19,294
比較		△ 107	△ 225	△ 332

職員手当等の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	596	454	727
	補正前	596	438	732
	比較		16	△ 5
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	2,734	2,115	520
	補正前	2,668	2,233	385
比較	66	△ 118	135	

(2) 職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明
職員手当等	△ 225	異動等に伴う増減分	△ 225

[単位:千円]

合計
137
137

[単位:千円]

共済費	合計	備考
3,776	22,738	
3,931	23,225	
△ 155	△ 487	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
308	101	346
504	101	469
△ 196		△ 123
管理職員特別勤務手当		
4		
4		

[単位:千円]

備考			
扶養手当	16	期末手当	66
地域手当	△ 5	勤勉手当	△ 118
住居手当	△ 196	児童手当	135
時間外勤務手当	△ 123		

令和6年議案第84号

令和6年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ588千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,144,152千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 1,971,846	千円 △4	千円 1,971,842
	2 国庫補助金	474,374	△4	474,370
4 県支出金		1,217,679	△2	1,217,677
	3 県補助金	62,527	△2	62,525
6 繰入金		1,479,174	△582	1,478,592
	1 一般会計繰入金	1,253,396	△579	1,252,817
	2 基金繰入金	225,778	△3	225,775
歳入合計		9,144,740	△588	9,144,152

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 104,977	千円 △577	千円 104,400
	1 総 務 管 理 費	33,862	△414	33,448
	2 介 護 認 定 審 査 会 費	71,115	△163	70,952
4 地 域 支 援 事 業 費		519,949	△11	519,938
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	135,371	△11	135,360
歳 出 合 計		9,144,740	△588	9,144,152

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 国庫支出金	千円 1,971,846	千円 △4	千円 1,971,842
4 県支出金	1,217,679	△2	1,217,677
6 繰入金	1,479,174	△582	1,478,592
歳入合計	9,144,740	△588	9,144,152

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費	千円 104,977	千円 △577	千円 104,400
4 地域支援事業費	519,949	△11	519,938
歳出合計	9,144,740	△588	9,144,152

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 △577	千円
△6		△5	
△6		△582	

2 歳 入

2 款 国庫支出金

4 款 県支出金

6 款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
2	国庫支出金	1,971,846	△4	1,971,842
	2 国庫補助金	474,374	△4	474,370
	3 地域支援事業包括的支援事業・任意事業費交付金	52,117	△4	52,113
4	県支出金	1,217,679	△2	1,217,677
	3 県補助金	62,527	△2	62,525
	2 地域支援事業包括的支援事業・任意事業費交付金	26,058	△2	26,056
6	繰入金	1,479,174	△582	1,478,592
	1 一般会計繰入金	1,253,396	△579	1,252,817
	3 地域支援事業包括的支援事業・任意事業費繰入金	26,058	△2	26,056
	5 その他一般会計繰入金	96,821	△577	96,244
	2 基金繰入金	225,778	△3	225,775
	1 基金繰入金	225,778	△3	225,775
	計	9,144,740	△588	9,144,152

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 現年度分	△4	[介護保険課] 現年度分包括の支援事業・任意事業費交付金	
1 現年度分	△2	[介護保険課] 現年度分包括の支援事業・任意事業費交付金	
1 現年度分	△2	[介護保険課] 現年度分包括の支援事業・任意事業費繰入金	
1 事務費繰入金	△577	[介護保険課] 事務費繰入金	
1 基金繰入金	△3	[介護保険課] 江南市介護保険事業基金繰入金	

3 歳 出

1 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 総 務 管 理 費	33,862	△414	33,448			△414		4共 済 費	△414
計	33,862	△414	33,448			△414			

1 款 総務費
2 項 介護認定審査会費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 介 護 認 定 審 査 会 費	71,115	△163	70,952			△163		4共 済 費	△163
計	71,115	△163	70,952			△163			

1-1-1 総務管理費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△12	
[介護サービス給付管理事業] ・介護サービス支給決定事業 4 共済費 社会保険料等		〈特定財源〉 そ △12千円 一般会計繰入金 補正後4,531,000円－補正前4,543,000円
[介護保険事業者指定及び指導事業] 4 共済費 社会保険料等	△402	〈特定財源〉 そ △402千円 一般会計繰入金 補正後3,768,000円－補正前4,170,000円

1-2-1 介護認定審査会費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△163	
[介護認定事業] ・認定調査等事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△67 △49 △18	〈特定財源〉 そ △67千円 一般会計繰入金 補正後19,227,000円－補正前19,294,000円
・介護認定審査事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△96 △80 △16	〈特定財源〉 そ △96千円 一般会計繰入金 補正後51,725,000円－補正前51,821,000円

歳 出
 4 款 地域支援事業費
 3 項 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 包括的 支援・事 業意費	38,197	△11	38,186	△6		△5		4共済費	△11
計	135,371	△11	135,360	△6		△5			

4-3-1 包括的支援事業・任意事業費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
[地域支援事業] ・任意事業 4 共済費 労働保険料	Δ11 〈特定財源〉 国 Δ4千円 補正後17,343,000円×0.385 -補正前17,354,000円×0.385 県 Δ2千円 補正後17,343,000円×0.1925 -補正前17,354,000円×0.1925 そ Δ2千円 一般会計繰入金 補正後17,343,000円×0.1925 -補正前17,354,000円×0.1925 そ Δ3千円 江南市介護保険事業基金繰入金 補正後375,000円-補正前378,000円

給 与 費 明 細 書

1 特別職

[単位:千円]

区 分		職員数(人)	給与費		共済費	合計
			報酬	計		
補正後	その他の特別職	36	15,261	15,261		15,261
補正前	その他の特別職	36	15,261	15,261		15,261
比 較	その他の特別職					

2 一般職

[単位:千円]

区 分	職員数(人)	給与費			共済費	合計
		報酬	職員手当等	計		
補正後	(30)	28,984	5,545	34,529	3,292	37,821
補正前	(30)	28,984	5,545	34,529	3,880	38,409
比 較					△ 588	△ 588

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

令和6年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度江南市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度江南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	1,650,800 千円	413 千円	1,651,213 千円
第2項 営業外収益	142,834 千円	413 千円	143,247 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	1,397,715 千円	3,848 千円	1,401,563 千円
第1項 営業費用	1,376,430 千円	3,848 千円	1,380,278 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額692,494千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額692,305千円」に、「過年度分損益勘定留保資金516,679千円」を「過年度分損益勘定留保資金516,490千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	335,508 千円	8 千円	335,516 千円
第5項 補助金	55,475 千円	8 千円	55,483 千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,028,002 千円	△ 181 千円	1,027,821 千円
第1項 建設改良費	918,902 千円	△ 181 千円	918,721 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	109,244 千円	△ 82 千円	109,162 千円

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 収 益			1,650,800	413	1,651,213
	2 営業外収益		142,834	413	143,247
		2 他 会 計 補 助 金	768	72	840
		4 消費税及び地方消費税 還 付 金	1,450	341	1,791

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 費 用			1,397,715	3,848	1,401,563
	1 営業費用		1,376,430	3,848	1,380,278
		1 原 水 及 び 浄 水 費	587,884	256	588,140
		2 配 水 及 び 給 水 費	124,395	△ 66	124,329
		4 業 務 費	114,137	3,902	118,039
		5 総 係 費	52,382	△ 244	52,138

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			335,508	8	335,516
	5 補 助 金		55,475	8	55,483
		2 他 会 計 補 助 金	368	8	376

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 支 出			1,028,002	△ 181	1,027,821
	1 建 設 改 良 費		918,902	△ 181	918,721
		1 事 務 費	108,786	△ 181	108,605

令和6年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	184,891
減価償却費	454,204
固定資産除却費	14,300
引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,072
長期前受金戻入額	△ 132,845
受取利息及び受取配当金	△ 7
支払利息	19,963
固定資産売却損益	20
未収金の増減額 (△は増加)	22,354
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 2,946
未払金の増減額 (△は減少)	<u>1,623</u>
小計	558,485
利息及び配当金の受取額	7
利息の支払額	<u>△ 19,963</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	538,529
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 754,661
有形固定資産の売却による収入	11
分担金及び負担金による収入	107,475
補助金等による収入	<u>56,155</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 591,020
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 107,100</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	42,900
資金増加額 (又は減少額)	△ 9,591
資金期首残高	<u>1,175,130</u>
資金期末残高	1,165,539

給 与 費 明 細 書

1 特別職（その他の特別職）

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	手当
補正後	10	171		
補正前	10	171		
比 較				

2 一般職

(1)総括

区分	職員数(人)	給与費			
		報酬	給料	手当	
補正後	損益勘定支弁職員	(5) 10	4,062	36,964	26,044
	資本勘定支弁職員	4		13,913	9,887
	合計	(5) 14	4,062	50,877	35,931
補正前	損益勘定支弁職員	(5) 10	4,062	37,000	26,132
	資本勘定支弁職員	4		13,812	10,055
	合計	(5) 14	4,062	50,812	36,187
比 較	損益勘定支弁職員			△ 36	△ 88
	資本勘定支弁職員			101	△ 168
	合計			65	△ 256

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	2,717	2,508	3,368
	補正前	2,121	2,244	3,312
	比 較	596	264	56
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	9,368	7,386	1,445
	補正前	9,172	7,752	1,340
	比 較	196	△ 366	105

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
171		171	
171		171	

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
67,070	13,272	80,342	
23,800	4,849	28,649	
90,870	18,121	108,991	
67,194	13,049	80,243	
23,867	4,963	28,830	
91,061	18,012	109,073	
△ 124	223	99	
△ 67	△ 114	△ 181	
△ 191	109	△ 82	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
700	603	2,703
700	627	3,877
	△ 24	△ 1,174
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
17	5,116	
13	5,029	
4	87	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員	(1) 10		36,964	25,202
	資本勘定支弁職員	4		13,913	9,887
	合計	(1) 14		50,877	35,089
補正前	損益勘定支弁職員	(1) 10		37,000	25,290
	資本勘定支弁職員	4		13,812	10,055
	合計	(1) 14		50,812	35,345
比較	損益勘定支弁職員			△ 36	△ 88
	資本勘定支弁職員			101	△ 168
	合計			65	△ 256

()内は、再任用短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	2,717	2,508	3,368
	補正前	2,121	2,244	3,312
	比較	596	264	56
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	8,921	6,991	1,445
	補正前	8,725	7,357	1,340
	比較	196	△ 366	105

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
62,166	12,601	74,767	
23,800	4,849	28,649	
85,966	17,450	103,416	
62,290	12,335	74,625	
23,867	4,963	28,830	
86,157	17,298	103,455	
△ 124	266	142	
△ 67	△ 114	△ 181	
△ 191	152	△ 39	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
700	603	2,703
700	627	3,877
	△ 24	△ 1,174
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
17	5,116	
13	5,029	
4	87	

イ 会計年度任用職員

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員	(4)	4,062		842
	資本勘定支弁職員				
	合計	(4)	4,062		842
補正前	損益勘定支弁職員	(4)	4,062		842
	資本勘定支弁職員				
	合計	(4)	4,062		842
比較	損益勘定支弁職員				
	資本勘定支弁職員				
	合計				

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

(2) 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明
給料	65	異動等に伴う増減分	65
手当	△ 256	異動等に伴う増減分	△ 256

[単位:千円]

給与費			
計	法定福利費	合計	備考
4,904	671	5,575	
4,904	671	5,575	
4,904	714	5,618	
4,904	714	5,618	
	△ 43	△ 43	
	△ 43	△ 43	

[単位:千円]

備考			
管理職手当	596	期末手当	196
扶養手当	264	勤勉手当	△ 366
地域手当	56	児童手当	105
通勤手当	△ 24	管理職員特別勤務手当	4
時間外勤務手当	△ 1,174	賞与引当金繰入額	87

令和6年度江南市水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

[単位：千円]

	資 産 の 部		
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		240,387	
ロ 建物	358,856		
減価償却累計額	<u>△ 200,572</u>	158,284	
ハ 構築物	22,019,477		
減価償却累計額	<u>△ 11,058,951</u>	10,960,526	
ニ 機械及び装置	2,181,424		
減価償却累計額	<u>△ 1,575,618</u>	605,806	
ホ 車両運搬具	13,982		
減価償却累計額	<u>△ 10,929</u>	3,053	
ヘ 工具器具及び備品	10,294		
減価償却累計額	<u>△ 9,650</u>	644	
ト 建設仮勘定		<u>107,687</u>	
有形固定資産合計			12,076,387
(2) 無形固定資産			
電話加入権		<u>1,392</u>	
無形固定資産合計			<u>1,392</u>
固定資産合計			12,077,779
2 流動資産			
(1) 現金預金			1,165,539
(2) 未収金		268,241	
貸倒引当金		<u>△ 500</u>	267,741
(3) 貯蔵品			<u>819</u>
流動資産合計			<u>1,434,099</u>
資産合計			<u><u>13,511,878</u></u>

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,583,575	
	企業債合計	<u>1,583,575</u>	1,583,575
	固定負債合計		1,583,575
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	104,395	
	企業債合計	<u>104,395</u>	104,395
	(2) 未払金		269,326
	(3) 引当金		
	賞与引当金	8,518	
	引当金合計	<u>8,518</u>	8,518
	(4) 預り金		2,400
	(5) その他流動負債		2,000
	流動負債合計	<u>2,000</u>	386,639
5	繰延収益		
	長期前受金		6,678,835
	長期前受金収益化累計額	△ 3,193,821	
	繰延収益合計	<u>△ 3,193,821</u>	3,485,014
	負債合計		<u>5,455,228</u>

資 本 の 部

6	資本金		
	イ 固有資本金	19,946	
	ロ 出資金	1,182,247	
	ハ 組入資本金	5,652,859	
	資本金合計	<u>6,855,052</u>	6,855,052
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 負担金	196,744	
	ロ 受贈財産評価額	50,749	
	ハ 分担金	110,793	
	資本剰余金合計	<u>358,286</u>	358,286
	(2) 利益剰余金		
	当年度未処分利益剰余金	843,312	
	利益剰余金合計	<u>843,312</u>	843,312
	剰余金合計		<u>1,201,598</u>
	資本合計		<u>8,056,650</u>
	負債資本合計		<u>13,511,878</u>

注記

I 重要な会計方針

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品	先入先出法による原価法
-----	-------------

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法（ただし、取替資産については取替法による。）

- ・主な耐用年数

建物	24～50年
----	--------

構築物	10～40年
-----	--------

機械及び装置	6～20年
--------	-------

車両運搬具	4～5年
-------	------

工具器具及び備品	5～15年
----------	-------

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

一般会計の負担により計上しない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給、及びこれに係る法定福利費の支出に備えるため、当該事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当該年度の負担に属する額を計上している。

資本勘定支弁職員の引当金2,399千円については、資産の取得価額に加えることにより計上し、後年度当該資産の減価償却費として費用化することとし、引当金計上時には費用処理しない。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II リース契約により使用する固定資産

1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理によっている。

2 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1,132,560円
1年超	2,170,740円
計	3,303,300円

III その他の注記

引当金の取崩し

(1) 賞与引当金

令和6年度において、期末手当、勤勉手当として22,451千円を支給、及びこれに係る法定福利費として4,323千円を支出する予定であるため、賞与引当金を損益勘定支弁職員分として6,867千円、資本勘定支弁職員分として2,317千円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金

令和6年度において、債権の不納欠損による損失を500千円計上する見込みであるため、貸倒引当金500千円を取り崩すこととする。

令和6年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収入

1款 水道事業収益

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1		水道事業収益	1,650,800	413	1,651,213		
	2	営業外収益	142,834	413	143,247		
		2 他会計補助金	768	72	840	1 他会計補助金	72
		4 消費税及び地方消費税還付金	1,450	341	1,791	1 消費税及び地方消費税還付金	341

支出

1款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1		水道事業費用	1,397,715	3,848	1,401,563		
	1	営業費用	1,376,430	3,848	1,380,278		
		1 原水及び浄水費	587,884	256	588,140	2 手 当	136
						3 賞与引当金繰入額	7
						5 法定福利費	113
		2 配水及び給水費	124,395	△ 66	124,329	1 給 料	△ 27
						2 手 当	△ 54
						3 賞与引当金繰入額	1
						5 法定福利費	14

[単位：千円]

説	明
一般会計補助金	
消費税及び地方消費税還付金	

1 - 1 - 1 原水及び浄水費

[単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔人件費等〕	256		
2 手当	136		
扶養手当	39		
地域手当	2		
時間外勤務手当	△ 30		
期末手当	9		
勤勉手当	△ 4		
児童手当	120		
3 賞与引当金繰入額	7		
賞与引当金繰入額	5		
法定福利費引当金繰入額	2		
5 法定福利費	113		
職員共済組合負担金			
〔人件費等〕	△ 49		
1 給料	△ 27		
2 手当	△ 54		
扶養手当	78		
地域手当	3		
通勤手当	27		
時間外勤務手当	△ 47		
期末手当	10		
勤勉手当	△ 125		

支 出

1款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
		4 業務費	114,137	3,902	118,039	1 給 料	178
						2 手 当	△ 137
						3 賞 与 引 当 金 繰 入 額	45
						5 法 定 福 利 費	34
						17 委 託 料	3,782
		5 総係費	52,382	△ 244	52,138	1 給 料	△ 187
						2 手 当	△ 120
						3 賞 与 引 当 金 繰 入 額	51
						5 法 定 福 利 費	45
						32 負 担 金	△ 33

説		明	
事	業	備	考
3 賞与引当金繰入額	1		
賞与引当金繰入額			
5 法定福利費	31		
職員共済組合負担金	38		
社会保険料等	△ 1		
労働保険料	△ 6		
〔配水管等維持管理事業〕	△ 17		
・ 給配水管等維持管理事業			
5 法定福利費	△ 17		
社会保険料等	△ 9		
労働保険料	△ 8		
〔人件費等〕	120		
1 給料	178		
2 手当	△ 137		
管理職手当	596		
地域手当	47		
時間外勤務手当	△ 854		
期末手当	61		
勤勉手当	9		
管理職員特別勤務手当	4		
3 賞与引当金繰入額	45		
賞与引当金繰入額	38		
法定福利費引当金繰入額	7		
5 法定福利費	34		
職員共済組合負担金	33		
地方公務員災害補償基金負担金	1		
〔水道料金賦課等事業〕	3,782		
・ 水道料金等取扱業務委託事業			
17 委託料			
上下水道料金システム改修委託料			料金改定に伴うシステム改修
〔人件費等〕	△ 228		
1 給料	△ 187		
2 手当	△ 120		
扶養手当	218		
地域手当	2		
通勤手当	△ 51		
時間外勤務手当	△ 148		
期末手当	78		
勤勉手当	△ 204		
児童手当	△ 15		

支 出

1款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額

説		明
事	業	備 考
3	賞与引当金繰入額	51
	賞与引当金繰入額	43
	法定福利費引当金繰入額	8
5	法定福利費	61
	職員共済組合負担金	61
	地方公務員災害補償基金負担金	10
	社会保険料等	△ 5
	労働保険料	△ 5
32	負担金	△ 33
	水道部長人件費負担金	
	〔企業会計管理事業〕	△ 16
	・ 企業会計経理事務	
5	法定福利費	△ 16
	社会保険料等	△ 10
	労働保険料	△ 6

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

1 款 資 本 的 収 入

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的収入		335,508	8	335,516		
	5	補助金	55,475	8	55,483		
		2 他会計補助金	368	8	376	1 他会計補助金	8

支 出

1 款 資 本 的 支 出

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的支出		1,028,002	△ 181	1,027,821		
	1	建設改良費	918,902	△ 181	918,721		
		1 事務費	108,786	△ 181	108,605	1 給 料	101
						2 手 当	△ 168
						5 法 定 福 利 費	△ 114

[単位：千円]

説	明
一般会計補助金	

1-1-1 事務費

[単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔人件費等〕	△ 181		
1 給料	101		
2 手当	△ 168		
扶養手当	△ 71		
地域手当	2		
時間外勤務手当	△ 95		
期末手当	38		
勤勉手当	△ 42		
5 法定福利費	△ 114		
職員共済組合負担金			

令和6年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度江南市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度江南市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（4）主要な建設改良事業	1,237,843 千円	63,371 千円	1,301,214 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	1,054,986 千円	3,046 千円	1,058,032 千円
第1項 営業収益	479,069 千円	△ 80 千円	478,989 千円
第2項 営業外収益	575,916 千円	3,126 千円	579,042 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,213,216 千円	△ 1,026 千円	1,212,190 千円
第1項 営業費用	1,076,813 千円	△ 1,026 千円	1,075,787 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額171,336千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額168,196千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,755千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,758千円」に、「当年度分損益勘定留保資金94,907千円」を「当年度分損益勘定留保資金91,764千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,246,777 千円	112,930 千円	2,359,707 千円
第1項 企 業 債	1,590,800 千円	73,300 千円	1,664,100 千円
第3項 負 担 金	37,881 千円	30 千円	37,911 千円
第5項 補 助 金	324,700 千円	39,600 千円	364,300 千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,418,113 千円	109,790 千円	2,527,903 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,719,770 千円	109,790 千円	1,829,560 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

[単位：千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法
公共下水道 事業(汚水)	805,200	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	借入れの日 から据置期間 を含めて40年 以内償還。た だし、企業財 政の都合によ り償還期限を 短縮し、又は 繰上償還もし しくは低利に 借換えするこ とができる。	878,500	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
計	1,590,800				1,664,100			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職 員 給 与 費	93,009 千円	△ 10,182 千円	82,827 千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「15,554千円」を「13,926千円」に改める。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年度江南市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業収益			1,054,986	3,046	1,058,032
	1 営業収益		479,069	△ 80	478,989
		2 他会計負担金	43,163	△ 80	43,083
	2 営業外収益		575,916	3,126	579,042
		1 他会計負担金	228,014	△ 2,458	225,556
		2 他会計補助金	15,554	△ 1,628	13,926
		5 消費税及び地方消費税還付金	91,459	7,212	98,671

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費用			1,213,216	△ 1,026	1,212,190
	1 営業費用		1,076,813	△ 1,026	1,075,787
		4 総係費	92,203	△ 987	91,216
		5 排水設備費	14,703	△ 39	14,664
		6 減価償却費	577,934		577,934

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			2,246,777	112,930	2,359,707
	1 企 業 債		1,590,800	73,300	1,664,100
		1 企 業 債	1,590,800	73,300	1,664,100
	3 負 担 金		37,881	30	37,911
		1 他 会 計 負 担 金	34,296	30	34,326
	5 補 助 金		324,700	39,600	364,300
1 国 庫 補 助 金		324,700	39,600	364,300	

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 支 出			2,418,113	109,790	2,527,903
	1 建 設 改 良 費		1,719,770	109,790	1,829,560
		1 汚 水 管 き ょ 整 備 費	1,151,976	109,790	1,261,766

令和6年度江南市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	△ 253,874
減価償却費	577,934
引当金の増減額 (△は減少)	101
長期前受金戻入額	△ 226,981
支払利息	135,353
未収金の増減額 (△は増加)	△ 43,662
未払金の増減額 (△は減少)	△ 42,117
小計	146,754
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 135,353
業務活動によるキャッシュ・フロー	11,401
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,676,555
無形固定資産の取得による支出	△ 73,881
補助金等による収入	364,198
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,386,238
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,664,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 697,343
他会計からの出資による収入	292,102
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,258,859
資金増加額 (又は減少額)	△ 115,978
資金期首残高	1,132,511
資金期末残高	1,016,533

給 与 費 明 細 書

1 特別職（その他の特別職）

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	手当
補正後	10	114		
補正前	10	114		
比 較				

2 一般職

(1)総括

区分	職員数(人)	給与費			
		報酬	給料	手当	
補正後	損益勘定支弁職員	(4) 5	6,315	19,416	14,987
	資本勘定支弁職員	5		16,650	11,538
	合計	(4) 10	6,315	36,066	26,525
補正前	損益勘定支弁職員	(4) 5	6,315	19,516	15,566
	資本勘定支弁職員	6		21,267	14,352
	合計	(4) 11	6,315	40,783	29,918
比 較	損益勘定支弁職員			△ 100	△ 579
	資本勘定支弁職員	△ 1		△ 4,617	△ 2,814
	合計	△ 1		△ 4,717	△ 3,393

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	2,272	1,026	2,363
	補正前	1,677	1,327	2,628
	比 較	595	△ 301	△ 265
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	7,969	6,481	730
	補正前	9,132	7,696	940
比 較	△ 1,163	△ 1,215	△ 210	

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
114		114	
114		114	

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
40,718	7,959	48,677	
28,188	5,848	34,036	
68,906	13,807	82,713	
41,397	8,285	49,682	
35,619	7,594	43,213	
77,016	15,879	92,895	
△ 679	△ 326	△ 1,005	
△ 7,431	△ 1,746	△ 9,177	
△ 8,110	△ 2,072	△ 10,182	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
826	276	1,660
975	307	2,362
△ 149	△ 31	△ 702
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
12	2,910	
9	2,865	
3	45	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員	5		19,416	13,304
	資本勘定支弁職員	5		16,650	11,538
	合計	10		36,066	24,842
補正前	損益勘定支弁職員	5		19,516	13,883
	資本勘定支弁職員	6		21,267	14,352
	合計	11		40,783	28,235
比較	損益勘定支弁職員			△ 100	△ 579
	資本勘定支弁職員	△ 1		△ 4,617	△ 2,814
	合計	△ 1		△ 4,717	△ 3,393

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	2,272	1,026	2,363
	補正前	1,677	1,327	2,628
	比較	595	△ 301	△ 265
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	7,058	5,709	730
	補正前	8,221	6,924	940
	比較	△ 1,163	△ 1,215	△ 210

[単位:千円]

給与費			
計	法定福利費	合計	備考
32,720	6,606	39,326	
28,188	5,848	34,036	
60,908	12,454	73,362	
33,399	6,874	40,273	
35,619	7,594	43,213	
69,018	14,468	83,486	
△ 679	△ 268	△ 947	
△ 7,431	△ 1,746	△ 9,177	
△ 8,110	△ 2,014	△ 10,124	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
826	276	1,660
975	307	2,362
△ 149	△ 31	△ 702
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
12	2,910	
9	2,865	
3	45	

イ 会計年度任用職員

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員	(4)	6,315		1,683
	資本勘定支弁職員				
	合計	(4)	6,315		1,683
補正前	損益勘定支弁職員	(4)	6,315		1,683
	資本勘定支弁職員				
	合計	(4)	6,315		1,683
比較	損益勘定支弁職員				
	資本勘定支弁職員				
	合計				

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

(2) 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明
給料	△ 4,717	異動等に伴う増減分	△ 4,717	
手当	△ 3,393	異動等に伴う増減分	△ 3,393	

[単位:千円]

給与費			
計	法定福利費	合計	備考
7,998	1,353	9,351	
7,998	1,353	9,351	
7,998	1,411	9,409	
7,998	1,411	9,409	
	△ 58	△ 58	
	△ 58	△ 58	

[単位:千円]

備考					
管理職手当	595	時間外勤務手当	△ 702	賞与引当金繰入額	45
扶養手当	△ 301	期末手当	△ 1,163		
地域手当	△ 265	勤勉手当	△ 1,215		
住居手当	△ 149	児童手当	△ 210		
通勤手当	△ 31	管理職員特別勤務手当	3		

令和6年度江南市下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

[単位：千円]

	資 産 の 部		
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 構築物	19,699,995		
減価償却累計額	<u>△ 2,462,647</u>	17,237,348	
ロ 機械及び装置	273,790		
減価償却累計額	<u>△ 53,453</u>	220,337	
ハ 車両運搬具	1,036		
減価償却累計額	<u>△ 984</u>	52	
ニ 工具器具及び備品	311		
減価償却累計額	<u>△ 295</u>	16	
ホ 建設仮勘定		<u>2,957,771</u>	
有形固定資産合計			20,415,524
(2) 無形固定資産			
施設利用権		<u>1,701,562</u>	
無形固定資産合計			1,701,562
(3) 投資その他資産			
出資金		<u>563</u>	
投資その他資産合計			<u>563</u>
固定資産合計			<u>22,117,649</u>
2 流動資産			
(1) 現金預金			1,016,533
(2) 未収金		178,172	
貸倒引当金		<u>△ 400</u>	<u>177,772</u>
流動資産合計			<u>1,194,305</u>
資産合計			<u><u>23,311,954</u></u>

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	11,612,813	
	企業債合計	<u>11,612,813</u>	11,612,813
	固定負債合計		11,612,813
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	712,705	
	企業債合計	712,705	
	(2) 未払金		803,407
	(3) 引当金		
	賞与引当金	6,289	
	引当金合計	6,289	
	(4) その他流動負債		411
	流動負債合計	<u>1,522,812</u>	1,522,812
5	繰延収益		
	長期前受金		8,733,462
	長期前受金収益化累計額	△ 1,141,150	
	繰延収益合計	<u>7,592,312</u>	7,592,312
	負債合計		<u><u>20,727,937</u></u>
		資 本 の 部	
6	資本金		
	イ 固有資本金	2,156,456	
	ロ 繰入資本金	829,998	
	資本金合計	<u>2,986,454</u>	2,986,454
7	剰余金		
	(1) 利益剰余金 (△は欠損金)		
	当年度未処分利益剰余金	△ 402,437	
	利益剰余金合計	<u>△ 402,437</u>	△ 402,437
	剰余金合計		<u>△ 402,437</u>
	資本合計		<u>2,584,017</u>
	負債資本合計		<u><u>23,311,954</u></u>

注記

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・ 減価償却の方法	定額法
・ 主な耐用年数	
構築物	30～50年
機械及び装置	10～20年
車両運搬具	4～5年
工具器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

・ 減価償却の方法	定額法
・ 主な耐用年数	
施設利用権	45年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

一般会計の負担により計上しない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給、及びこれに係る法定福利費の支出に備えるため、当該事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当該年度の負担に属する額を計上している。

資本勘定支弁職員の引当金2,809千円については、資産の取得価額に加えることにより計上し、後年度当該資産の減価償却費として費用化することとし、引当金計上時には費用処理しない。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は6,286,014千円である。

Ⅲ セグメント情報の開示

江南市下水道事業会計は、下水道事業のみを運営している単一セグメントのため、記載を省略している。

Ⅳ その他の注記

引当金の取崩し

(1) 賞与引当金

令和6年度において、期末手当、勤勉手当として17,276千円を支給、及びこれに係る法定福利費として3,230千円を支出する予定であるため、賞与引当金を損益勘定支弁職員分として3,377千円、資本勘定支弁職員分として3,596千円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金

令和6年度において、債権の不納欠損による損失を200千円計上する見込みであるため、貸倒引当金200千円を取り崩すこととする。

令和6年度江南市下水道事業会計補正予算事項別明細書
 収益的収入及び支出
 収入

1款 下水道事業収益

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	下水道事業収益		1,054,986	3,046	1,058,032		
	1	営業収益	479,069	△ 80	478,989		
		2 他会計負担金	43,163	△ 80	43,083	1 他会計負担金	△ 80
	2	営業外収益	575,916	3,126	579,042		
		1 他会計負担金	228,014	△ 2,458	225,556	1 他会計負担金	△ 2,458
		2 他会計補助金	15,554	△ 1,628	13,926	1 他会計補助金	△ 1,628
		5 消費税及び 地方消費税 還付金	91,459	7,212	98,671	1 消費税及び 地方消費税 還 付 金	7,212

[単位:千円]

説	明
一般会計人件費負担金	
一般会計負担金	
一般会計補助金	
消費税及び地方消費税還付金	

支 出

1款 下水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節			
款	項	目				区 分	金 額		
1	下水道事業費用		1,213,216	△ 1,026	1,212,190				
	1	営業費用	1,076,813	△ 1,026	1,075,787				
		4	総係費	92,203	△ 987	91,216			
						1	給 料	△ 100	
						2	手 当	△ 624	
						3	賞与引当金 繰 入 額	55	
						5	法定福利費	△ 297	
						32	負 担 金	△ 21	
		5	排水設備費	14,703	△ 39	14,664	5	法定福利費	△ 39

説		明
事	業	備 考
		★★★★★ 政策の事業 ★★★★★
		以下、政策の事業
〔人件費等〕	△ 947	
1 給料	△ 100	〈特定財源〉
2 手当	△ 624	そ △80千円 一般会計人件費負担金
管理職手当	776	補正後7,248,000円－補正前7,328,000円
扶養手当	△ 328	そ △2,419千円 一般会計負担金
地域手当	21	補正後8,319,000円－補正前10,738,000円
住居手当	△ 350	
通勤手当	△ 31	
時間外勤務手当	△ 242	
期末手当	△ 72	
勤勉手当	△ 162	
児童手当	△ 240	
管理職員特別勤務手当	4	
3 賞与引当金繰入額	55	
賞与引当金繰入額	45	
法定福利費引当金繰入額	10	
5 法定福利費	△ 278	
職員共済組合負担金		
〔下水道経営事業〕	△ 40	
・ 企業会計経理事務		水道部長人件費負担金
5 法定福利費	△ 19	補正後2,614,000円－補正前2,635,000円
社会保険料等	△ 6	
労働保険料	△ 13	
32 負担金	△ 21	
水道部長人件費負担金		
〔排水設備関連事業〕	△ 39	
5 法定福利費	△ 39	〈特定財源〉
社会保険料等	△ 26	そ △39千円 一般会計負担金
労働保険料	△ 13	補正後12,299,000円－補正前12,338,000円

支 出

1款 下水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
		6 減価償却費	577,934		577,934		

説 明	
事 業	備 考
〔下水道経営事業〕 ・ 企業会計経理事務	(財源更正) 〈特定財源〉 そ △1,628千円 一般会計補助金 補正後13,926,000円ー補正前15,554,000円

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

1款 資本的収入

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的収入		2,246,777	112,930	2,359,707		
	1	企業債	1,590,800	73,300	1,664,100		
		1 企業債	1,590,800	73,300	1,664,100	1 建設改良費の 為の企業債	73,300
	3	負担金	37,881	30	37,911		
		1 他会計負担金	34,296	30	34,326	1 他 会 計 負 担 金	30
	5	補助金	324,700	39,600	364,300		
		1 国庫補助金	324,700	39,600	364,300	1 汚水管きよ 整備費交付金	39,600

[単位:千円]

説	明
公共下水道事業債(汚水)	
一般会計負担金(汚水)	
社会資本整備総合交付金(下水道事業)	

支 出

1款 資本的支出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節			
款	項	目				区 分	金 額		
1	資本的支出		2,418,113	109,790	2,527,903				
	1	建設改良費	1,719,770	109,790	1,829,560				
		1	汚水管きよ整備費	1,151,976	109,790	1,261,766	1	給 料	△ 4,617
							2	手 当	△ 2,814
							5	法定福利費	△ 1,746
							24	工事請負費	118,967

説		明
事	業	備 考
		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
		以下、政策的事業
[人件費等]	△ 9,177	
1 給料	△ 4,617	〈特定財源〉
2 手当	△ 2,814	そ 30千円 一般会計負担金(污水)
管理職手当	△ 181	補正後233,000円ー補正前203,000円
扶養手当	27	
地域手当	△ 286	
住居手当	201	
時間外勤務手当	△ 460	
期末手当	△ 1,091	
勤勉手当	△ 1,053	
児童手当	30	
管理職員特別勤務手当	△ 1	
5 法定福利費	△ 1,746	
職員共済組合負担金		
[管きよ布設事業]	118,967	
24 工事請負費	118,967	〈特定財源〉
枝線管きよ布設工事費(社会資本整備総合交付金事業)	63,371	国 39,600千円
舗装復旧工事費(社会資本整備総合交付金事業)	55,596	地 73,300千円
		[社会資本整備総合交付金事業(下水道事業)]
		補正後(531,100,000円ー265,550,000円)×90%
		ー補正前(451,900,000円ー225,950,000円)×90%
		[単市事業]
		補正後(1,124,242,000円ー531,100,000円)×95%
		ー補正前(1,005,275,000円ー451,900,000円)×95%
		枝線管きよ布設工事費
		補正後212,011,000円ー補正前148,640,000円
		舗装復旧工事費
		補正後141,316,000円ー補正前85,720,000円

令和6年報告第12号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

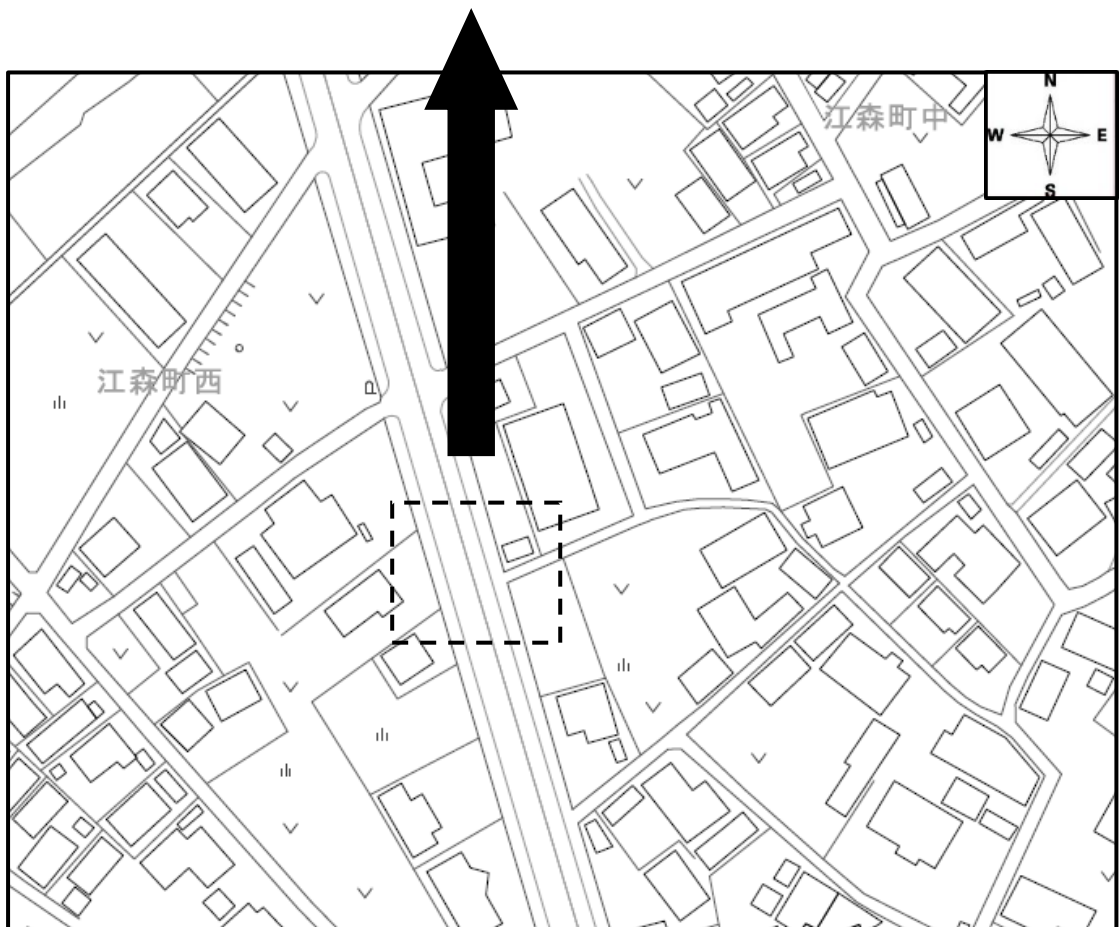
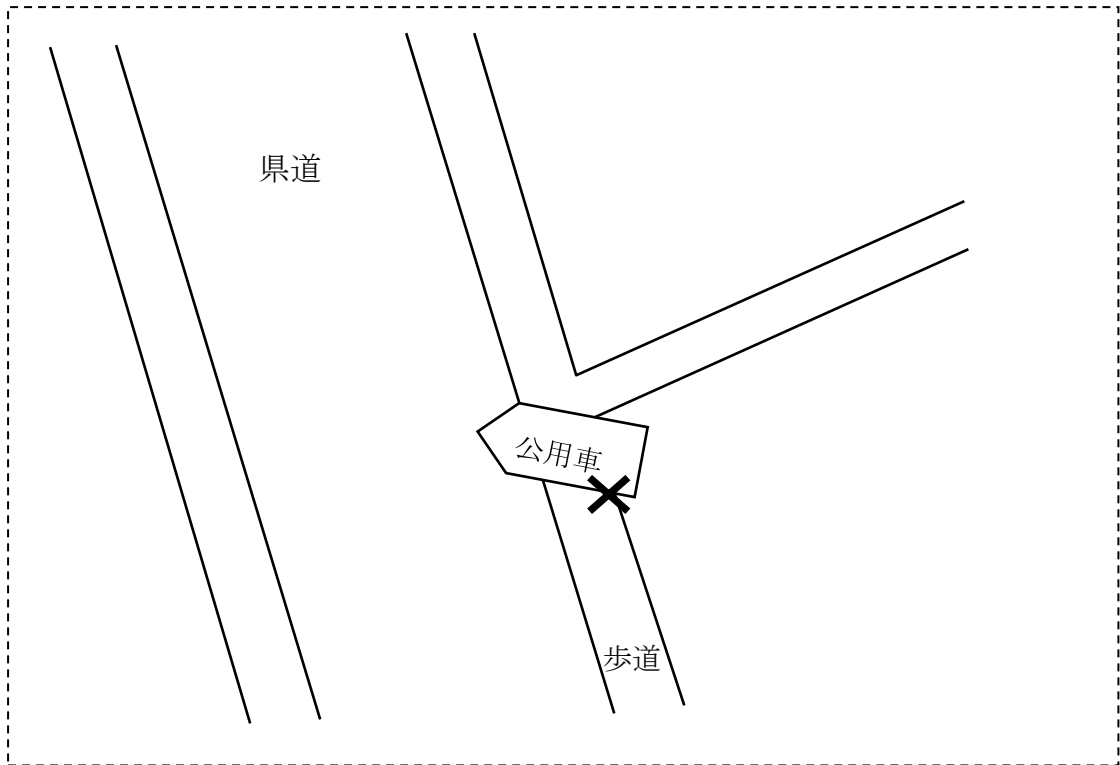
令和6年10月1日

江南市長 澤田 和延

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年6月13日（木）
午後5時ごろ |
| 2 | 事故発生場所 | 江南市江森町中地内 県道156号線 |
| 3 | 市側 | 消防署 職員 |
| 4 | 相手方 | 愛知県一宮建設事務所 |
| 5 | 事故の概要 | 救助事案に出動した救助工作車が、現場到着時に車両を後退させ、県道から店舗駐車場に乗り入れたところ、左後輪が県道歩道部分の側溝を通過した際に側溝蓋が割れたもの。 |
| 6 | 双方の損害額 | 江南市 金 0円
相手方 金 58,960円 |
| 7 | 過失割合 | 江南市 100%
相手方 0% |
| 8 | 損害賠償額 | 修繕費 金 58,960円 |

(参 考)

事故現場説明図（江南市江森町中地内県道156号線）



令和6年報告第13号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月28日

江南市長 澤田 和延

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

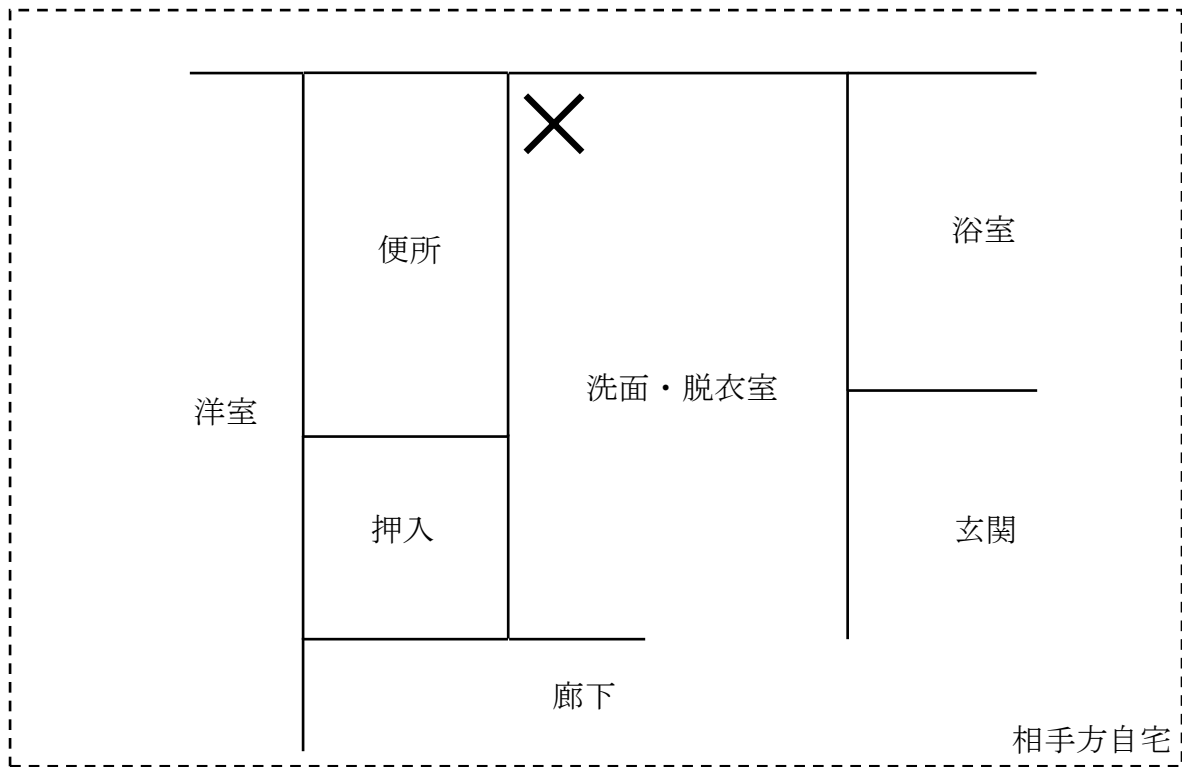
令和6年9月24日

江南市長 澤田 和延

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年8月18日（日）
未明 |
| 2 | 事故発生場所 | 江南市山王町新田55番地 市営山王住宅 |
| 3 | 市側 | 建築課 |
| 4 | 相手方 | 市内在住 女性 |
| 5 | 事故の概要 | 市営山王住宅において、宅内給水管の老朽化により漏水が生じ、相手方の家財が汚損したもの。 |
| 6 | 双方の損害額 | 江南市 金 195,360円
相手方 金 36,368円 |
| 7 | 過失割合 | 江南市 100%
相手方 0% |
| 8 | 損害賠償額 | 家財 金 36,368円 |

(参 考)

事故現場説明図 (江南市山王町新田 5 5 番地 市営山王住宅)



令和6年報告第14号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月28日

江南市長 澤田 和延

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和6年10月31日

江南市長 澤田 和延

- | | | | |
|---|--------|---|----------------------|
| 1 | 原因発生日 | 令和3年8月から令和5年6月まで | |
| 2 | 市側 | ふくし支援課 | |
| 3 | 相手方 | 市内在住 男性 | |
| 4 | 概要 | 愛知県心身障害者扶養共済制度において、市が掛金免除申請の案内を怠り、相手方は掛金の免除の一部を受けられず損害を被ったため、本来免除されるべき掛金との差額及びその遅延損害金を支払うこととしたもの。 | |
| 5 | 双方の損害額 | 江南市 金 | 0円 |
| | | 相手方 金 | 381,795円 |
| 6 | 過失割合 | 江南市 | 100% |
| | | 相手方 | 0% |
| 7 | 損害賠償額 | 示談金 金 | 381,795円 |
| | | | ただし、遅延損害金24,720円を含む。 |

令和6年報告第15号

和解についての専決処分について

市において、委託業者の不都合により損害が生じたので、その費用負担の和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月28日提出

江南市長 澤田 和延

専決処分書

委託業者の不都合により損害が生じたので、その費用負担の和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和6年9月30日

江南市長 澤田 和延

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 当事者 | 江南市 教育部 学校給食課
相手方 江南市小杣町林258番地
富士運輸株式会社
代表取締役 大塚 芳伸 |
| 2 | 事件の概要 | 令和6年9月5日の午前11時30分頃、令和6年4月1日付けで契約を締結した「学校給食配送回収業務委託」の履行中、受託者である富士運輸株式会社が給食の入ったコンテナを西部中学校に降ろす際に、コンテナを倒してしまい、調理した給食の一部を提供することができなくなった。 |
| 3 | 和解の内容 | (1) 相手方は、市に対して、和解金として金20,400円を支払う。
(2) 双方は、和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務のないことを確認する。 |
| 4 | 過失割合 | 江南市 0%
相手方 100% |

(参 考)

和解金の内訳

給食費

272食	単価75円	20,400円
------	-------	---------